

米沢古文書研究会双書

解読  
越後古実聞書



## 凡例

- 1 「越後古実聞書」は市立米沢図書館所蔵の古文書で、本解読は図書館サポーター活動の一環として行った成果である。
- 2 「越後古実聞書」は後書きに文政四年平吉豊が書写したとの記述があるが、「越後古実聞書」原本の成立時期、所在は明らかでない。
- 3 一部解読不能の箇所は■にしてある。目次の項目タイトルは解読者において適宜つけたもので、必ずしも項目内容全部を示すタイトルではない。
- 4 古文書の「越後古実聞書」は米沢図書館デジタルライブラリーに掲載してある。
- 5 「越後古実聞書」の内容は、概ね、上杉謙信が死去して上杉景勝と上杉三郎景虎が跡目を争った「御館の乱」、その後の越後近辺の戦い、信長の死去と秀吉への景勝の臣従、会津への国替えまでが記述され、記述の立場は景勝側から見たものである。
- 6 解読は、高橋敬一、高橋育子、川崎和子が行った。



## 目次

〔長尾家概略〕	1
〔謙信（景虎）略歴、景勝・三郎景虎養子〕	2
〔謙信死去、景勝と三郎景虎跡目を争う〕	4
〔井地峯源太・長沢道寿齋のこと〕	5
〔仙洞院などのこと〕	6
〔御館と春日山城〕	7
〔五月十六日、御館方春日山城攻めるが敗戦〕	7
〔米山寺の城など〕	8
〔六月十七日の戦い〕	9
〔六月十六日勝頼くびき郡に陣、北条氏政は不着〕	10
〔七月十七日関東勢不着〕	10

〔御館味方のものひるがえる〕	11
〔本庄清七郎のこと〕	12
〔極月廿九日〕	13
〔河田豊前守のこと〕	13
〔天正七年己丑正月北条丹後守討ち取られる〕	14
〔萩田孫十郎のこと〕	15
〔北条丹後守なき後の御館勢〕	16
〔三郎景虎御館から逃れる〕	17
〔十九日三郎景虎落命〕	20
〔管領憲政のたたり〕	21
〔上杉家の先祖〕	22
〔天正七年一〇月勝頼妹が景勝に嫁す〕	23
〔天正八年三郎景虎の味方を退治〕	24
〔天正九年二月北条へ出馬〕	25
〔北条安芸守のこと〕	26

- [論功行賞と安田惣八郎の自害] ..... 26 -
- [景勝の眼前での乱心] ..... 28 -
- [新発田因幡守謀反] ..... 29 -
- [今井源右衛門・下平修理のこと] ..... 30 -
- [新潟のこと] ..... 30 -
- [天正一〇年閏三月十一日勝頼生害] ..... 31 -
- [是ヨリ二冊メ聞書] ..... 32 -
- [武田勝頼没落] ..... 32 -
- [景勝越中出馬・川田軍兵衛討たれる] ..... 33 -
- [景勝越中へ御帰陣・魚津城討ち死に] ..... 34 -
- [六月二日信長生害・その後の動乱] ..... 36 -
- [柴田へ出馬] ..... 38 -
- [天正十一年四月新潟へ出馬] ..... 39 -
- [天正十五年四月笹岡城を攻める] ..... 40 -
- [当かも太閤に随う・佐々内蔵助宮崎の城を攻める] ..... 41 -

- [天正十三年七月太閤秀吉越中へ動座] ..... 42 -
- [天正十四年五月景勝上洛に出立、秀吉と謁見] ..... 43 -
- [柴田へ出馬] ..... 46 -
- [天正十五年四月新発田へ出馬] ..... 48 -
- [新発田因幡守が源太と言ったころの逸話] ..... 50 -
- [天正十六年四月廿日上洛] ..... 51 -
- [是ヨリ三冊目聞書] ..... 52 -
- [天正十七年三月佐渡の陣、最上義光と本庄繁長] ..... 52 -
- [使僧宝存佐渡から帰る] ..... 53 -
- [佐渡へ出馬] ..... 53 -
- [平田助次郎・平田五郎・木戸元齊] ..... 55 -
- [天正十八年太閤相州北条を攻める] ..... 56 -
- [検地、利家は秋田・津軽、景勝は由利・仙北、横目大谷刑部] ..... 57 -
- [宇野紅松軒] ..... 59 -
- [検地の一揆] ..... 60 -





## 越後古実聞書

### 〔長尾家概略〕

抑長尾御先祖之事、桓武天皇十二代之孫より長尾へわかる一品式部卿葛原親王第二之御子高望親王と申、第三ノ御子を陸奥守良兼と申、是梶原ノ先祖也、夫より公雅・致頼・致成・景成と五代きて鎌倉ノ権五郎景正、次ハ権太郎景純、次ハ梶原景長平三景時、是方長尾へ分ル、越後国古志郡ていはひの地とて代々長尾居城也、夫より長尾彈正左衛門尉殿子、豊前守景治、筑前守景高、景治の子二人有、上野介景光、淡路守氏景なれとも、景光死去にて氏景長尾相続、其子信濃守重景、越中守景永、次は信濃守能景・彈正左衛門景房・下総守顕景是三人兄弟にて能景の御子信濃守為景公也、此御子平藏景康・左平次房景・喜平治景虎公とて御子三人氏景の御代に越後七郡の屋形と定む、重景の御代に關八州之御屋形上杉大納言維信公御姫景房公へ御輿入、為景公御代上杉ハ顕定之御代に越後へ御出馬にて、為景公にかけ負、顕定者御生害被成二付而、其後者上杉憲房と御戦終に切勝給ひ、又越中と御戦被成、越中四郡、神保・土肥・椎名・松岡四人にて持、此

四人者共と毎年久しき御取合にて越中せんたんの原にて四人の者謀におとし穴をして為景公御生害被成テ後、三人の若君の御守胎田常陸父子三人謀叛起シ、天文十一年三月十三日二平三景康・左平次房景御兄弟を害し申時、喜平治景虎公御十三にて御のけ、栃尾の本庄美作守所に被成御座之由云々

〔謙信（景虎）略歴、景勝・三郎景虎養子〕

一喜平次様景虎御誕生享祿三年庚寅に御誕生、虎千代様と申、御元服被遊以後、喜平治景虎公と申、其後弾正大弼様と申奉る、御十三ノ年危キ所御遁れ御十四の春御仏詣として戸倉秋山曾根鬼小嶋杯と云一人当千の者被召連、まきれて上方御一覽被遊、同年の暮に御下向被成、古志の御城へ御入御十五の春方胎田常陸と御弓箭有て夜白御戦、天文十八年二十ノ御年胎田一族御退治、御本意遂ケ給ふ、其頃御取合之内方信州へは武田晴信攻入て、皆武田に随ひけれバ、村上義清・高梨政頼二人居城を武田に責落され越後へ参、御被官に成、防戦頼申により、御心には越中被懸御心けれとも被差置、天文二十三年より信州川中嶋の御合戦始り、毎年一度二度宛武田晴信と御取合被成ル内に、関八州の御屋形上杉大納言管領憲政公関東の乱にかけ負給ひ、越後へ御越、防戦を御頼弘治元年八月十一日に御対面有て、夫方武田と被仰合、互に他国へ御出陣、川中嶋御出馬

被成間敷と御定メ、永祿元年に初而関東へ御馬を被出はしはし御手入、永祿三年庚申年、関東御陣之砌、鎌倉鶴ヶ岡の八幡堂にて上杉管領職御継被成方御名乗り替ル、憲政之政を御用被遊、政虎公と申なり、偕又上田の屋形長尾越前守政景公は御姉躰なれども、春日山御望を被成、蔵王堂へ御立願被成、月詣ふてノ毎度春日山御窺給ふ事露顯して後御和談なれども御心にかかり、弘治元年乙卯に御誕生の若君を永祿二年五歳の御年御養子に被成ルは御証人心と思召候へ共、御心はれずして、永祿四年信州境御一覽として政景公御同道被成、其御帰に野尻の地にて御舟遊ひとて中嶋に御茶屋立て、政景公の御家中下平修理御頼御舟にしやらの目拵沖にてしやらの目を貫水間へ入申内、舟にて御働き有りけれとも、下平御腰いたき申ともにしづみける、永祿五年に公方足利光源院義輝公御前にて弥以管領職に御定り、輝一字御拝領被成、後ハ輝虎公と申奉る、永祿七年信州川中嶋御合戦、武田晴信の下知にて安馬喜藤六を出し久敷合戦なれとも互に勝負なき間、組打為致其勝負次第に川中嶋片付可申とて、安馬才覚有之により齋藤家中長谷川与五左衛門組打二出、与五左衛門組かち、四郡の所越後へ付、永祿十年に越中四人の大將の内、土肥権名御味方申、此年方越中御手二入、永祿十二年能登国を御退治被成、元龜元年に加賀国松堂迄御切取、元龜二年四十二ノ御年御法体被遊ル、御一代に二度大切之御立願にて御命を十フ宛二十御縮被成付て此御歳ハ六拾式ノ寿命と被思召と也、元龜三年関八州を御治メ、越後ハ御本国、其外能登・加

賀・越中・佐渡・信州・関八州御治メ、弓箭之御名譽日本に肩をならぶる大将なし、されとも御一代御前なけれバ御子息なし、上田政景の御子御養子喜平次景勝公、又小田原北条氏康の御子三郎殿と申を御養子二被成、喜平治様御姉智に被成、景虎の御名乗被為進御二のたうちやう曲輪に居置給ふ、御子も被為出喜平次様与弥御入懇に有り

〔謙信死去、景勝と三郎景虎跡目を争つ〕

一天正六年戊寅十三日、謙信様御歳四十九歳にて御遠行被遊、越後七郡ハ不及云、他領御分国之民百姓迄世の乱れむとなげく、其ことく岐阜の織田信長兼而越後へ御馳走のため人付置尊敬なれとも謙信様御他界を聞方諸国へ発向、御持分の国々へも勢を遣、越後ハ上下愁の眉をひそめけるに、いまた御忌中過さる間に三郎殿謀叛たくみたうしやう曲輪へ兵具を運ひけると被聞召、御本丸にてハ四方御門堅め用心嚴敷被遊、三郎殿一家は関東に氏直、甲州に勝頼なれハ差達大将両国に叩へたる間、三郎殿利に成らむと思ひ越後の大小人共皆二丸に馳集り御城勢ハ無勢也、乍去二心なく一騎当千の者計り御城に残ル、岩井和泉守弟式部少兄弟ハ三郎殿へ付とも、和泉が一子源藏は御城に籠、親子の内さへ引別、忠の高下如此也、平様有之砌り安田惣八郎思ひけるは、喜平次様御事眼前の主筋成り、是を捨て諸人三郎殿へ随ふハ侍の筋目なき、とて起証を書いて二心なき

由申上ル付而、安田か思入感し被遊、御落城程の御事也、安田も弥有難と存申上ル様は、弓箭ハ勢の多少によらずと申セバ御人数不足ハ結句慎ミ深しと承る、御勝利には疑ひなしと申、喜平次様思召皆過去次第に有なレバ運に任せよと被仰候て、御人数不足と思召の御氣しき無かりける、安田思ひけるハ、あつはれ頼母敷御大将也、是にいちミね源太引付申さば勝利疑ひあらし、と思ひ、長沢道寿齋所へ行て云けるハ、相互に御恩蒙る事なれば疾と案し見るに、喜平次様御事ハ謙信様の甥御にて主の筋目也、三郎殿事ハいかに北条殿成とも関東御手ニ入候ては傍輩成ル所にうしろ立目利してなど云ハれなハ名字の恥辱成ルべし、御城方になりて名をとどむべし、と思ふはいかにと語、道寿齋つくづくと案じ尤也と申しける、安田ハ嬉しく思ひ、然らバ井地ミ年源太引付給へ、源太変るならバ三郎殿方千騎のおくれ成べし、御本意之上は三条之城を始其外差立城望次第にと約束して、道寿齋才覚にて井地峯源太引付る、森野名左衛門・川田軍兵衛杯云一人当千の者共引付る、皆々へ城を約束して喜平次様へ引付申段申上ル、御感不斜万事之儀安田に任せ給ふ

「井地峯源太・長沢道寿齋のこと」

一井地峯源太は柴田出羽弟也、いちみねの城代にて稚少方人に勝、十三の歳春日山方林泉寺へ夜

中に御使いたしうぶめと云ばけ物だく、又長沢道壽齋と云者ハ能登国湯山の城代長沢筑前守小姓也、永祿十二年己巳能登国責取給ひて後、此小姓御望被成付而、其身の苗字にてハ悪なりとて筑前が同苗ニメ長沢勘五郎と云て御座はゆ御座御免被成ル後、いちミね源太と契約して懇意の上に源太が妹智にして一門に成、謙信様御法体被遊時分、勘五郎法体して道壽齋と云

「仙洞院などのこと」

一安田惣八郎彼もの共御城へ引入心の俣に思ひ、時刻移さず三郎殿打取申さんと思へとも、喜平次様の御母仙洞院さま三郎殿に被成御座、三郎殿御前も喜平次様御姉様に被成御座候得者、是を御城へ引取御申可然の旨申上ル、即御文あそばし御母上へ被遣ル、仙洞院さま御文御覽して驚思召て御文を三郎殿へ見せ給ふ故、此御手術とも不調、夫故御母上様と御一代御中不和と申也、御城方北条下総守と云者思案二而御本丸と二の丸の間にての事なれば計策手たてもならず、三郎殿すかし出して忠信と思ひ一身の分別にて、五月十三日の夜御館の城へ三郎殿すかしのけて忠信と思ひしに逆心と被為聞、其俣殿中にて下総守御成敗被成ル也

〔御館と春日山城〕

一御館の城は弘治年中に懸け上ヶ給ひ管領憲政公を居置給ふ故御館と申場処狭し、大場町小田町とて大手搦手に町有り、其名にて大手ハ大場口、からめ手ハ小田口と云、御城より東に当りて七里隔て海場也、春日山御城為景公御代迄ハ鉢ヶ峯と申いわれハ鉢をふせたことく成ル山成により、謙信様御代上杉御苗字御統キ春日の明神勸請被遊てより春日山と云、此山に兼而愛宕御立被成ル麓より峯迄七里と云、山のしきは一日に廻り逢ふ事ならぬ程也、てん上に土蔵立、脇に清水の井有り、少シひき下御殿立、少シ除て掛作り有り、是を東を見れば、ねつヶ崎と云所迄見へて、舟の往来景也、山半ふく程に前山土手のことく引廻し諸木茂り、山七分程に清水出る、末ハ瀧にて落る、其瀧に不動御立被成ル、山中にくるわくるわ有て、搦手の上には大き成堤有り、其上ハ方に直江屋敷有り、則直江曲輪と申也、搦手の坂の名はなかぢやうと有、御門は千貫門と云、大手は辰巳向キに登る日本無双の御城也、

〔五月十六日、御館方春日山城攻めるが敗戦〕

一五月十六日に手遠の者共馳来て御館へ味方に付、先東条佐渡守辰ノ刻に春日山ノ町に乱入て三



千間の家を放火して御館に入、鯨ヶ尾の城代堀江玄蕃千餘の人数にて御館へ入、信州館山城代桃井伊豆守此日大勢にて御館へ入る、是を聞本田岩見守大将にて小身之者共二千餘り御館へ入、同日都合六千餘り御館へ御味方に入、翌日十七日に右之人数にて御城攻寄、搦手のなかつてうを責めて登ける、千貫門を開がずして人出ざれば氣おふて責登る、七里の坂を登らせやすめ門を開き、穂先キ揃ふて突出たり、敵ハ下夕て成味方ハかさにて有ハ一トはも合ずちりくになり、或ハ谷へ落るも有り、残り少ナに討取、館山の城代桃井伊豆守深手負其日死、御館方散々敗北也、手合始に勝利を得られ其後御館より寄せざりけり

〔米山寺の城など〕

一御館付城々富坂の鮫ヶ尾のふミ年米山地の猿けの城へ越中境不動山根地の両城、此分ハ御城方十里二十里の内外也、遠き所ハ数多有之、米山寺の城ハ上杉憲藤居城也、憲藤は御館に籠る留守居家来篠宮と云者被置る、彼篠宮柿崎の城抱ける、去年柿崎父子四人御成敗被成、城代不被仰付、御遠行被成ゆへ明城に有ける処に、柿崎下人共集扶持くれ本のことく此城に籠置、下郡への往来を留る、又米山寺三十里ノ廉廉と云ふは奥州海道也、やつの内に簞持と云有り、計策して是を引付蓼沼藤七・佐野清左衛門二人を番手に居置る、米山寺の物主篠宮を上野九兵衛計策にして討取

ゆへ、猿毛の城落るに付而、則猿毛の城上野に御領被成に付、下郡へ道も自由成、のふミ年の城は上田妻有るゆへ往來のちまた成を是も引付て吉益伯耆守被差置也

〔六月十七日の戦い〕

一六月十七日御館へ御馬被為寄、大手の大将上條弥五郎政重、御館方之大将山本寺庄藏搦手へ向、大将山浦源五国清御館の大将上杉十郎殿両口方一度に押寄せける、御館の勢も出向双方共にかけて、互に知らるる事なれば詞をかけて嶮しき戦也、御館方あいなき事ハ北条安芸守伽する小姓此乱聞て安芸守に暇もらひ舎弟北条刑部少所へ状を添いて遣す、刑部高名為致安芸守方へ返し度存善光寺府内の町裏浜の手に付て彼小姓引付敵の模様を窺見る処に、彼小姓いれてや有けん刑部にかくれ敵の中へ飛入其俣討れけり、刑部是を聞無是非と云イ馬ノ腹帶しめ直シ其手へ懸入刑部少モ討死也、刑部弟近江守無念に思ひ是も討死也、十郎殿聞指立侍共討死無念也とて、総勢一度にかけ責崩さむと先に進ミ、見へける十郎殿と見て中に取込十方より責メ十郎殿も討死也、御館方敗北してちりちり成ル、大手の戦は御館方勝ち三町程追出たり、搦手破れて大将もうたれ其外も敗軍なれば、搦手の人数懸寄せ追返し打程に、御館大将揚急て漸あけける六月十一日、同十二日ノ働に御館方散々に打まけ、其日府中を放火させ、御館の南からかさ木迄焼大橋迄御焼せ同十三

日に御馬を入也

〔六月十六日勝頼くびき郡に陣、北条氏政は不着〕

一小田原北条氏政方甲州武田勝頼方使者之趣、越後の一乱ニ付而加勢差向申間、御直馬被出御下知を以三郎遂本意候様両度迄申来ルニ付而、甲州勢三万程にて打立六月十六日にくびき郡大出雲原へ押寄勝頼陣を取れけり、御城方此間三拾里へたつ、同十九日に春日山方五里へたつ藤巻原へよせ備被立也、此処より御館へハ七里あり、御館方きおふ事云計なし、春日山にても防戦を支度、麓の町裏へ被出、山浦源五国清大将にて勝ける、勝頼ハ関東勢不着を不審に思ひ一戦ハなし、其日終日被待けるに関東方何之儀なけれハ、申の刻藤巻原引払、本の大出雲原に帰り備取、約束相違ハ不審也、関東勢不着に戦ふ大事成とて大出雲原にひかへ何の手立もなし

〔七月十七日関東勢不着〕

一七月十七日、春日山よりハ御館へ可被寄とて、勝頼の押に国清を被指置、御館へ被寄、其日も御一戦有て勝利有り、其日の大将貝発を討取て御馬被入、去とも勝頼ハ不構して三十日待けれとも関東勢不着事、勝頼案に違欲ふかき氏直か幸と思ふて勝頼をすかし出し、景勝と戦せ何に勝利

有ても関東勢押向甲州越後とも随かへむとたくミ事鑑にうつすことく也、乍去関東勢不着間退陣もせまじとて、徒に日を送り給ふハ景勝公の御運のつよき所なり

「八月中旬関東勢出陣するも引き上げ、勝頼は景勝と和談、九月甲州へ引き揚げ」

一八月中旬後関東東北条陸奥守・同安房守・同治部少・毛利安芸守四人大将にて其勢四万程にて安芸守か子丹後守案内して上田へ押来る、此庄坂戸の城は春日山御抱なれば坂戸へ押寄ける、此在番栗林肥前守・深沢和泉守二人居けり、又御領所有ける代官宇津江九左衛門四月下り合て居けるか、関東猛勢寄ると聞、地下人集メ蔵米を奪よりもとて坂戸へ為登、其身も一所に籠りける、城にてハいかかとして坂戸山へ登り二重三重に掘切をして楯籠ゆへにやぶいくさ詮なしとて、関東勢引上ケてかばの沢へ通古城へ入て、くびきの郡へも入出して日を送り、勝頼推量違ハず景勝公へ御和談被成、九月上旬に勝頼は甲州へ被成帰陣也

「御館味方のものひるがえる」

一栃尾の城代本庄清七郎見合て居けるに、関東勢大分かばの沢にみちみちけると聞、手勢二千余にて在所を立御館へ味方に入、柿崎浜をも押破り、くびきノ郡少々放火御館へ入けり、関東勢は勝頼を無心元思ひ、くびきノ郡へも不入、大事に思ふハ断り也、九月末になれハ雪つもらぬ内に

退陣して来年馬の足立次第進發可致とて、関東より来ル四人の大将相談して人数三千引分、北条丹後守に指副老功の者として篠窪出羽守を付て御館へ遣ハし、関東勢皆々帰る、本庄清七郎も関東勢帰る由聞後悔する、関東より様子皆々相違成ルゆへ、勝頼も御館見放し給へはとて、御館へ味方の者共ひるかへて御城方へ入、在郷在郷百姓さへ御館方へ心寄るに先前方御城へ米石つづくは春日山西に当り、あるま(有間)・くわもり・のふ(能生)・ほとまり(小泊)此四ヶ村也、

〔本庄清七郎のこと〕

一十月廿四日、御館を責らるべしとて御馬被寄、本庄清七郎其日は先駆成りけるに、関東勢帰りしゆへ後悔の色見へて一支もなく敗軍して迎入を追詰メ追詰メ討程に、本庄か人数三百餘り討取、申刻に御馬入、清七郎御手置に驚く、何隙見合落度計分別成、祖父本庄三河守、其子美作守二代迄忠信の者成けるに、清七郎ハ似さりける、御館にもこらへ兼て霜月三日夜半の頃手勢引連御館忍出、在所へ迎帰る、其夜の内に下郎の者とも御城へ懸入右之趣注進する、喜平次様被召聞、在所へ行間敷御館抱の城へ加勢に出ぬらん、何にても先をつき切討取べしとて、通筋の城々へ飛脚にて被仰遣然とも急き通る事なれば、何の子細なく在所へ帰り両大将に不義をして門戸を閉て行衛あんじわつらいける

〔極月廿九日〕

一極月廿九日、簾持の城方佐野蓼沼飛脚にて御城へ注進也、昨廿八日北条丹後守式千計の勢にて当地へ寄せ候得とも、取合餘多討取申候、別首の注文差添遣ス、大晦日の事にて年明かんすべしとて飛脚御返し有、同日に又越中松倉の城代河田豊前守所より使者上ル、久敷所勞にて出仕遅參仕候、二月中旬は必參府仕三郎殿討取、可奉遂御本意と申上ル、御城にて上下共に悦けり

〔河田豊前守のこと〕

一河田豊前守元來近江国六角殿家中の者なり、若年の時叡山に登り居候を、謙信様御仏詣の時御覽被成、御所望被成ル、住寺申上ルは御名字程にも被成候て被召仕候ハ、進上可申とて、海舞と云出家を還俗させて是を附てくたる、其後御座はい御免之時御名字被下、長尾に被成、古志郡の城代被仰付て、後越中御手に入松倉の城代被成、越中江參ル時分、御名字にてハ恐有りと申て本名河田を名乗也、河田伊豆守・同伯耆守事ハ豊前か伯父也、志賀・安田も河田を頼近江より來ると也、小川か先祖海舞也、河田伯耆守義は關東沼田の城代に被成、三郎殿一乱二付て關東皆北条江付、伯耆守ハ何方へも付て家康へしたかふと云

「天正七年己丑正月北条丹後守討ち取られる」

一天正七年己丑正月方御館へ出馬可被出御手立有、北条丹後守御館城門せましとて雪中なれば心やすく府中へ出て来迎寺にて年おくりける、馬足立次第に先丹後守陣所責らるべしとて、正月始めに城々へ左近司傳兵衛御使者にて被遣ル、旧冬河田豊前守申上事共年初の吉事とて御城にて悦ひける、越後深雪といへとも塩風にて正月末二月初には消る事なれば、丹後守正月晦日之晩ハ八幡の社内にて御日待して、二月朔日御館へ可参とて、八幡へ参詣謡川舞フ遊興有ける、然所、朔日寅刻に来迎寺へ御馬寄せらるる三侯・大井田・土肥・左近司・荻田孫十郎初メとして七八人談合して、定而丹後守御館へ除クへし通筋に待て見むとて、夜まきれ出て来迎寺方御館への道筋二筋有ルに、中川口には伏へき藪もなく、八幡通りハ物静にて有之間、足をのくべしとて、土手の堤に段々八人伏待にけり、御馬來迎寺へ寄られけれども丹後守人数ありて馬に鞍置隙なければ、はたせ馬にて三百程にて八幡へ行、丹後に斯と申す然者のけんとして宵に着す染小袖のまま月毛馬はたせに乗り、三百程にて取かこまれ、八幡方土手に添て御館をさして丹後守行、宵より待る者とも我も我もと思ひけれども武具着て伏ければ惣身すくみ働れす、末に伏たる荻田土手の上へ上り見れば物陰にて雪村消て、丹後は三百程人数先キ立て雪を渡せ、丹後計り只一騎跡方行を見て走

寄て、丹後かたた中一鎗つく処に、丹後も心得たりとて太刀をぬき馬引かへさむとする所を、又一鎗突ク、先へ立ける丹後守人数一度に返しけれども、其場の雪ハ血に染、馬も染りければ丹後計介抱して荻田追ふもの老人もなし、丹後守深手にて漸御館へ入れハ、其日の酉の刻に果にけり、御館之者共力落、定而來迎寺方すくに寄し留べしとて、上を下へとかへしけり、景勝公は丹後か残る勢皆御討被成、御館へ御馬向られ、翌日御一戦有て御館外輪を御贖せ城計りに被成ける

〔荻田孫十郎のこと〕

一荻田孫十郎歳一六歳にて高名始也、其頃越後にては荻田孫十郎長繁とて一番槍に云ハれける、親はいと井川の城代孫十郎、兄荻田弥左衛門ハ御宛をはへ後に杉原の城被下ル、孫十郎ハ親の跡いと井川の城に居置るる、孫十郎後ハ主馬と云、其子又孫十郎と云、景勝公御近習に被召仕也、文禄三年御上洛之時、聚楽にて孫十郎印籠の口明きて御座敷へたうちんかうをこぼす、此義御意にさわりて親主馬被召出、御意にハ、近習立住程にて身をぶせらに持かやうの物にてかくすへき心中むさき事也、見懲りに可被仰付と有り、親帰て孫十郎に云様は武士の法にての事ならハ人手にかけましけれどもかやうの事にて見こりにせんは不便なれば、其夜の内に除キにけり、後には



越前へ行、一伯殿へ有付籙本並に被召仕、初番之節御前にて取もの有けるにとりかね帰る所を萩田取付て子細なく取る、其日五千石被下、翌年家老之内科有て上下三百程取籠を討手を萩田被仰付、他の組子添て被遣ル、彼者屋敷二ノ丸の内也、本丸の櫓より一伯殿見物にてはれなる討ものなり内方鉄砲打懸けるを少も恐れずして門を押し破り内へ入、三百余り即時に討取也、五千石加増被下、一万石二成、其後大坂御陣にて城へ忍ひ入、火を懸るゆへ天下の一番槍とて上様方一万被下、一伯殿より五千石の同心付式万五千石也、後に千壽様高田へ御移り之時萩田古郷と申ていと井川の城被下、八十三歳にて病死也、井とい川の城にて生帰参にて病死深き縁なりと申、景勝公御家中去ル時七才の娘差置ける処に若景勝公御下向被成可有御穿鑿とて大乘寺に隠し、九歳迄置十歳の歳高津五郎兵衛従弟なれば請取、其後西山庄左衛門養子にして刑部に取合ける

〔北条丹後守なき後の御館勢〕

一北条丹後守討れ、惣軍のおくれ丹後下人共落除ク事あるべしとて、城々へ被仰付、就中籙持の城ハ奥州海道おさへの地なれハ、米山寺卅里ふもとへ夜々伏の者出しける、案のことく二月九日夜半に大沢大将にして三百餘り落行、臥の者ども出合ければ太刀を合する者壹人もなし、落人の勢にくらふれバふしの人数十ヶ壱なれとも大将大沢も討取、其外七拾人討留、生捕あまたして其

外追逃しける、翌十日の朝討取首生捕共御陣所へ引せけるに、生捕の者の口御聞せ被成処有の俣白状す、去年甲州武田勝頼退散の時は上下色を失ひけれども、上田に関東勢ひかへけれハ頼もしく諸人存ル処に、丹後守計り御館へ入、関東勢帰陣なれば上下又肝を消、十方に暮て見へけり、丹後守申様ハ次第に雪積れば働も不成候付而、関東勢退散致し馬足立候ハ、大勢にて参候と力を付て申ければ、雪消る計り合い待候処、思ひの外に丹後守討れ候へハ、御館の上下の有様中々可申様なきと申、第一兵糧なければ食事なし、唯今の分ならば落城に程ハ有まじとて落のく計り分別なり、是ゆへ三郎殿琵琶嶋へ通路して琵琶嶋に一所に籠ルか、無左ハ米錢を待て兎も角も可成と思召也、右の旨一々申ける景勝公被為聞候て城々へ早々御しらせ海陸ともに夜昼守りけり

「三郎景虎御館から逃れる」

一御館散々の御様子なれハ、下郎共夜々落行、差立者共も御城へ降参の分別なり、鮫ヶ尾の城代堀江玄蕃ハ安田惣八郎・大国石見方へ忍々に内通して降参の詫致候得ハ、両人才覚申上て御捨免被遊に付、御館を引在所へ帰り、則御城へ証人を上る、是を見て御館に指達侍共皆段々に降参なり、鯨波の者上条の者皆降参の御詫申御免被成候得とも、琵琶島の者計り降参の気色なければ、佐野蓼沼さまさまの計策すれども調へて、三月二日の夜中に米船七艘御館へ入を見て、簞持の伏

とも海賊舟を出し米舟取巻キ舟合セして敵舟に乗移り、上乘の者討取、かこの者搦取、米舟ばい取注進する、御館の上下是を聞弥力落しけるハ不便也、ひわ嶋にて是を聞何の頼ミなけれバ降参の御詫仕る、御館にて十方に暮て御自害に究りけるを管領憲政公より和談の御使立けり、御聞入不被成は引分諸所にて害し可申与相極候処に、御和談の御返事なれハ上下男女悦ひ限りなし、三月十八日四ツ屋の城にて御証人の請取渡と定り、琵琶嶋の城代桐山但馬守被仰付、討手に定被置也、是をは御館に夢にも御存なく、当年九歳に成給ふ若君出立せ御門祝ひして乗物めさせ、御供の衆迄御身付わけ御幕ひかきの御小篋迄為御持、管領様も御乗物にて若君御同心に四ツ屋表へ御出也、桐山但馬守請取申よりはやく害し奉、侍御供之衆討手の者共爰かしこへ追ちらし、手向ふ者は討取ル有さま、中々鬼のことく也、憲政公長袖なればゆるせと仰られけれども上意なれハ不叶、桐山・内田二人か手に懸申、御歳七拾六にて失ヒ給ふ、此時不思議有りける、越後七郡俄くら闇入て巷間先キ見へす、三日過朧月のことく也、五日内如此有之、憲政公御死骸は四ツ屋にさらしけるの痛しさよ、御館にてくらやみふしきに思ひ人御出し向ハセけるに、右の段々御聞十方に暮て、三郎殿御座有所に、下々男女取ル物もとりあへす落行物夥敷也、此上御自害と思召定けり、然ル所小田原御加勢の内篠窪出羽守謹而申上ルハ、定而討而来るべし、是にていやしき者の手に御かかり給ふより此闇き紛、四ツ屋の前を押破り、先除て御覽有へしと進めける、老武者の

言ければ、皆此儀同しける、三郎殿初として何も武器を堅メける、夫より出羽守連ん中入只今御除キ候と云へは御前聞召、嬉しや扱は思ひ置事なしとて、御守刀くわへふし給ふ、上臈達不残自害有り、侍供の妻子皆々一枕にふしにける、哀なりける次第也、扱御供にて上杉惣四郎・本庄新六郎・東条佐渡守・同名萩三木村孫四郎・鈴木主水・石坂左近・長谷川主水・同八兵衛・若林甚八郎・平野次右衛門・進藤治部左衛門・岩井和泉守弟式部少・遠山真山小賦玄一・神田右衛門・日庭左馬頭・篠窪出羽守を始メ籐本を副て百騎には過す、上下三千餘あるへきに皆落行、雑兵千弐三百程にて御館御殿へ八方より火懸て四ツ屋の前を押して通り給ふ、知り合両城より出けれどもくら闇の時節にて人数の多少知ず、先勢のび行も見へす、ひた追イに追て藤巻原之辺にて跡に下りける者少々討留メける内に、三郎殿高田川に着給ひ、此川小河と申せとも岸高く橋ハ引なり、殊に雪しろ水出越場見へす、三郎殿馬乗入り給ふに馬あかるべき様なく上下およかせらる、然所篠窪出羽越場渡り向岸に乗上り、上下見れば三郎殿見懸急き立寄、篠窪か馬副、鎗の柄下りて鎗の石付に取付、三郎殿あかり馬放れければ、篠窪か馬に乗せ奉る、某是にて敵防申さむとて、六十に余る篠窪壱人留り、急き給へとて追手の大勢篠窪壱人に切立られ、是にて時刻移しけり、老武者なれば次第に勞れて不叶、終に篠窪も討れける、三郎殿今泉に着給ふ、此城ハ番転將にて安田忠八郎・桃井宮内兩人にて勤メけり、敵か味方かとあやふミ門を立、用心する所に追手の人数

追付三郎殿落給ふ討留よと声々に云ふて、偕と云追出るあら手なれば間近く追かけられ、平野次右衛門と名乗り二度返返しふせきける、今泉方鮫ヶ尾迄七里追ハレ人馬草臥、近頃御城方へ心変りける堀江玄蕃か城へ入て被頼ける、玄蕃も哀に思ひ城へ入、運の極メ無是非迎無他事守護しける、扱三郎殿人数改メ見れハ馬上にて六騎也、上杉忠四郎殿・本庄新六郎・東條佐渡守・岩井和泉守・近藤治部左衛門・平野次右衛門と六騎残ル也、百騎計りの者藤巻原にて討れ、高田川にても死、今泉鮫ヶ尾迄追討に討れ落散り、雑兵千式三百只五百計りに成にける、平野次右衛門と言者は本国尾張の者、弓矢修行の者也、武辺の隠れなければ、謙信公被抱被差置、其ことく今泉方鮫ヶ尾迄大勢に向つて二度まで返す、其日も一丈の纒かけて九尺計の金ノ菖蒲十本出しの立物にて元方馬ハ隠なき乗手也、人勝れてかく有も断り也

〔十九日三郎景虎落命〕

一十九日、軍勢鮫ヶ尾へ被指向、三郎殿其中に紛れて落行給ハぬやうにと計り、大軍押寄せ、城下の町屋式百軒余り焼払、口々に備立城方出さる様に計らひけるに、廿日之晩、堀江玄蕃か同心庄田勘解由左衛門、善福寺堀江下人高場傳助・岡半助・細矢七左衛門内談々寄手へ申遣るハ、二三の丸へ火懸ケて城計りに可致、其時攻入給へとしめし合る、則忠心の旨申上れば右同心之者一

通御判形被下之也、何とそ火を懸度存れ共夜白の無嫌堀江人ヲ廻し横目付置ければ時節延て廿二日の夜半に火を懸ル、くら闇も晴て朧月夜の事なれば、火先御城方へも見へけれハ、夫より御馬被出けるに、廿三日の明合に鮫ヶ尾へ御着、弓鉄砲にて攻給ふ、城内方も出防戦命限りと戦ふ寄手ハあら手入替責けれとも其日も落城なし、城の四方取巻かかり焼昼中の如く也、然処に御陣屋へ安田惣八郎召され、堀江ハ近頃降参者成か被頼て無是非覚悟するハ不便也、通して引取れと被仰付、其時岩井源三被召出、其方親和泉ものつとれと仰けれハ、源三泪なかし忝之由申上ル、源三安田を頼、其夜の内に堀江岩井しのび出ける、廿四日ニ惣責ニ被成、四方の堀破りて責入て、午の刻に攻落す、三郎殿御首ハかん才と云者取て出る、此かん才は御門徒寺西生寺の先祖也、其外人も不残討取、被遂御本意、何も御供にて御帰陣也、安田四ツ屋へ寄て見れば管領様御死骸さらし置ク、安田ハ桐山に近キ中なれば御死骸申請て清め可被申か様にハ無勿体とて、桐山へ申聞通る、兎角安田は能き侍と申也、椿岩井和泉守ハ帰ると法体して道甫と云て源三家中にかかむ、岩井式部ハ生はり付にかけ三日過同源三に被下けれとも面目なしとて自害と申候也、

〔管領憲政のたたり〕

一管領様御怨霊桐山にたたらせ給ふ、依之家内掃除して神子を置祈奉るに仰ける様は、主命にて

命を取所は左も可有、すかたさらすハ無念也、安田四ツ屋通り之時云事覚有へし、桐山七代たたるべしと泪を流しより神子語其通り桐山を取殺し給ひ、桐山子共皆死ル、末の子老人命との為に参宮仕とて道中にて是も死る、桐山名字退転也、御城にても御怨霊しりそけ給わむ御為に御祈念様々取行ハる、かやうの怨霊などは大般若経にてしつまり給ふとて、夫々月次の大般若此時始ル也、大般若の御座敷へ御太刀一腰出ル事ハ管領様害し申太刀也、其時行者申けるハ、末々迄月次の御祈念可有と也

〔上杉家の先祖〕

一管領憲政公の御先祖を承るに、大職冠鎌足方十八代丹州の国司上杉三位中将左衛門尉藤原朝臣重房公の御子掃部頭頼重公と申奉る此御末なり、上杉大納言管領憲政公関東八ヶ国御屋形山ノ内上杉殿とて御惣領なり、長享の頃より関東の乱しハ惣領籠子中悪敷なりて乱初りしと申也、其頃山ノ内頭定籠子ハ扇ヶ谷定政と云ける、定政の家老太田道灌と云、太田父子の居城ハ江州に有り、城の地取百矩にすきて夥しく城普請致けれハ、山ノ内へ恐れ有りとて定政道灌に御異見有れ共承引なければ定政方山ノ内へ御披露有りける、頭定御感有て定政を頼母敷思召、高見の人数を以道灌退治可被成と也、此事道灌承り山内へいかやうに申上けるか程なく御讎され、道灌か子太田源

六近江へ忍はせ給ひ人数催し却而扇ヶ谷定政御退治有へしと有けるを、定政御聞、顕定を曲なく思召、長享弐年に高見原合戦 両上杉にて有り、菅谷原合戦、相州真蒔原合戦此時也、真蒔原合戦の時定政かた利を失ひしに、長尾昌賢入道家継稼奉りしなれ共、定政方にて長尾左衛門と藤田ヶ手踏留て大利を得らるる、菅谷にても定政負色なりしを籐本と長尾左衛門強くして利を得らるる也、去共終には定政負給ひて山ノ内の利を得らるる也、永正の頃顕定公越後へ御馬被出て為景公とたたかひ打まけて御生害被成ル、其後上杉憲房二長尾可諄入道出張して二籐にて為景公と合戦有しに、其留守に関東乱夫々乱の止事なく、上杉殿ほつらく被成、憲政公御流牢有て後、越後へ御出、関東の防戦御頼御申被成ル

「天正七年一〇月勝頼妹が景勝に嫁す」

一 四月武田勝頼公の御使僧城福院、越後へ被参、勝頼御妹景勝公へ進上申度と也、越後の奉行専柳齋、直江与兵衛、勝頼の御使僧に対面有て具に聞、其時城福院物語致候は、此儀勝頼内々望之処に武田一門家老者勝頼へ申ハ景勝公の御事無勢を以大勢に切勝給ふ御事無双の大將也、謙信様の御鋒先景勝公へ参ると見へたり、御年も若ければ謙信様ことくに日本にて申べけれハか様の御方へ御妹被懸御入魂被成候ハ、武田の威もつよく諸国の大將いつれもうらやましく可存と一同



申、勝頼も同意の事なれば悦如此と語りける、兩人の奉行聞右之趣披露有ル、御城にても五日御談合被遊、御家中の侍とも何も可然と申付て首尾好御返事被遊ル、城福院大慶之由、兩人申請、甲州へ帰ル、其年天正七年己卯十月廿日、壬辰甲州方御前様御入興、信玄ノ御娘母上ハ諏訪頼重の娘の御腹也、勝頼公と一腹也

〔天正八年三郎景虎の味方を退治〕

一天正八年庚辰正月、御年頭之御使者大石播磨守被遣ル也、四月は三郎殿味方の城下郡御侘申上ねは是御退治可被成とて、四月四日に御進発被成ル、三条表地蔵堂町に御着、是に三日御逗留、三条の抱の城大茂蔵王堂二ヶ所の城の前に信濃川とて大河有り、此川に舟橋可被懸とて寺泊の浦より数百艘の舟とも御引かせ給ふ、其間拾五里へたつ也、殊しいや山を引のぼせける、其内に両城の者共引払い三条の城に一所に籠る、然らハ三条を攻らるへしとて御馬を被寄ける、地蔵堂町方七里過て信濃川渡りわかさりに福田渡り、是も大川也、三条の城際に五十嵐川有り、両川に舟橋かけよとて舟を寄せけるに、爰に此前三条の城代は山吉居ル、今ハかなまりと云者也、山吉か下人共少々残り城に籠る、此もの共かなまりを討取注進可申上の由付而、蔵王堂郡へ御馬向られ城には無御構、栃尾・大茂・蔵王堂三ヶ所の城の近ク放火被成、六月下旬に御馬入ル、七月上旬

に三条のなまり討て、山吉下人共首持参する者とも八山吉・横田・早川・石付・上杉・中野・笠原・佐藤・宮原・小鷹・西海枝等也、何も五十騎へ被召入と也、三条衆と申は此衆也、八月上旬に奥郡へ御出馬にて御仕置被成ル、大茂の城代丸田伊豆守、蔵王寺城代伊豆弟丸田周防二人御詫申上二付而御免被遊、栃尾の本庄清七郎御侘申上候得とも御捨免不被成候故、会津へのく、明城へ段々城代御仕付九月下旬に御馬入也

〔天正九年二月北条へ出馬〕

一天正九年二月、北条へ御馬被出、此処安芸守居城也、謙信様御代に關東御手に入、後關八州の守護代に厩橋の城に被差置、北条の城には家来の石口兄弟四人に足輕差副置、厩橋におり今度三郎殿方に成り石口兄弟も主の下知なれバ城を明ても除れず無是非居候処に此度御馬被向に付、御敵対申上事恐なり兎や角や思ひしかとも急速の事なれハ御侘より外なしとて、城を明て所之寺頼御侘申上けれハ御免被成、其上御聞及被遊者共とて被召仕、石口采女・同内匠助・同左京・同大吉此者共御供して三月下旬に御帰城也

「北条安芸守のこと」

一北条安芸守本名は毛利也、北条を知行して在名名乗、関東にてハ北条にまきれ有るとて毛利を名乗、毛利の父三星厩橋にてハ知行十二万石と云、刑部少・近江守兩人は安芸守兄弟也、安芸守子五人持二人男三人女、嫡子丹後守次男上野介ト云、娘壹人二宮殿へ行、壹人那波殿へ行、壹人河田豊前守妻也、安田下総介子共なき故那波殿子六十郎養子して是を後に上総介と云、安芸守孫也、吉見ハ北条刑部子也、厩橋の城落る時刑部妻下女の姿になりて二子の時分召連のき、吉見と云もの頼其苗字を名乗ルなり

「論功行賞と安田惣八郎の自書」

一奥郡の御仕置相濟御帰城被遊ル後、近年忠信の高下改所領可被下旨被仰出ける、安田惣八郎申上ル、忠心多キ中に井地ミね源太・長沢道寿齋一番二御味方仕ル、同然之者ハ森野名左衛門・川田軍兵衛此四人之儀其砌申上候通に此者共先々被仰付可然と申上ル、御前にも無相違被思召候処、其時の奉行専柳齋・直江与兵衛兩人也、中にも専柳齋に上越ス者なし、万事専柳齋次第に被成けるに、相談なく御前へ申上ル所ハ安田不調法成と専柳齋心に懸て申上ル様ハ、今度御本意遂

らるる事いじミネ・長沢・森野・河田四人の者忠心故と安田申上ルと承候、尤降参の中にも此四人一番に降参申上ル処忠心の様に御座候得とも、最前より二心なく御城に有詰忠心を尽者共御座候、此者被指置候得て四人を御引立候ハ、自余の御恨おふかるべし、御館方の者共何も降参仕候へ者此四人も遅速之儀ハ不被存、安田才覚無之共一度ハ降参可仕候と申、四人之者共縦はんくわい程なり共御運無甲斐者斯御本意遂らるへきや、三郎殿運尽て候得者数万騎の加勢来れとも其甲斐なし、乍去源太か事ハ幸兄ノ柴田出羽守病死仕ル、殊に子も無御座候得者、源太出羽跡被下、新発田に被成、いちミネの城は源太妹婿二候長沢道寿齋に被下、森野・川田義は少シ引下ケ被下候ハ、可然と申上ル、景勝公聞召尤なれとも安田ケ忠の所なれハ安田と相談可然に払へと被仰付、畏入候と申、安田にも無相談源太義柴田因幡守として兄の跡被下、道寿齋・井地峯にして源太跡被下、其外の者共それぞれに被下濟、森野・川田義者先ツ其通り也、柴田因幡守・井地ミネ源太・道寿齋ハ申合相違なれ者兩人ともに在所へ引込出仕不勤居也、森野名左衛門・河田軍兵衛も専柳齋払へ（ササヘカ）とハしらす、深く御恨に存るよし、安田惣八郎申上候事皆相違に成ル故、右四人へ面目なしとて自害する、景勝公被聞召跡式惣八郎弟弥九郎に被下、様々被仰訳有之と申也、

「景勝の眼前での乱心」

一同年九月出仕の日、森野名左衛門御留被成候へて御座の間へ被召出、御酒被下、色々御興にて罰にと御舞被遊ける、然ルに森野名左衛門同公仕顔に御羽織の御すそ当る程に度々近く御舞被遊、其時名左衛門思ひけるは、御寄被成る事なれば扱ハ兼而沙汰有りける専柳齋かわさ成り、よしなき君を只今迄恨ミけると思ひ御酒宴終り御前を退去し、刀を指て専柳齋居たる所へ寄御酒被下有難之段一礼して立なから刀をぬぎ、覚へたるか専柳齋とて只一打に討ツ、直江与兵衛いろりへたて居けるが狼藉なりとて脇指をぬいて飛かかり切る脇差の寸つまりければ切先はつれに森野が面筋違て当る、森野無是非思ひ躍懸て切程に直江も討れける、近キ当番の者共はしり寄、過半森野に切れけり、景勝公御長刀御持出給ふに岩井源三御先へ立ふさがり刀ぬいて森野にかかると、森野是を見てやさしや源三殿とて切組所にうしろより登坂角内走り寄、森野を切付けり、切られてひらき二人に切組源藏か打太刀深く当りよハリたる所を角内切とむる、御眼前の事なればはしめ終り御覽被遊候得とも、誰か打留メ候と御尋被成時、源三申は、角内仕候と申、角内八源三仕候と申、誰か誰かと御尋ね被成ル、又源三申ハ、一ノ太刀角内、二ノ太刀某、三太刀又角内、仕打留メ申と奥へ入らせられ、森か指たる刀登坂角内に被下、源三二ハ翌年信州飯山の城被下、

直江与兵衛名跡其年ノ内に御立被成ル、与兵衛子無之二付而樋口忠左衛門子与六御近習に被召仕、御座はへ候、此者与兵衛跡後家人に被成、直江名字立也、後には山城守と云、親惣右衛門には直峯の城被下、直峯伊与守と云、与兵衛義も直江大和守か聳名跡なり、与兵衛親は高津入道惣社の長尾殿の弟也、専柳齋跡御立不被成と也

〔新発田因幡守謀反〕

一新発田因幡守謀反に付而、海道一のおさへの所笹岡の地也、三郎殿乱の時忠を尽によつて此所城を今井源右衛門に被下也、笹岡より春日山へ三日路有、笹岡より柴田へ一日二行也、笹岡の城毎度ハ山浦源五国清居城也、山浦ハ城替被成、春日山近所に被指置、山浦譜代の者少々残り笹岡に居ル也、新発田謀叛に付而、今井源右衛門に同心御付被成ル中村与三左衛門・劍持与左衛門・唐沢大膳・赤井橋玄蕃・田中助右衛門・羽鳥六左衛門・山宮利助・大野弥兵衛・小嶋・戸香・安部・石坂・日田・蔵科・青海川等也、其外足軽百人被遣ル、物主に酒井将監・黒金宮内被遣ル、今井も人余多抱、夜白無油断新発田とセリ合けると也

「今井源右衛門・下平修理のこと」

一今井源右衛門本苗ハ下平也、先祖下平修理と云て妻有一庄宰配之地とて代々知行して人形とや云所を居城なり、永正の合戦に負て上田の屋形を頼ミける後に栗田肥前・下平修理二人にて上田の仕置をする、其子ノ代にも修理と云ける、謙信公、下平修理御頼被成、永祿四年七月五日政景公を野尻の池へ沈め給ふ時、政景公水練に被成御座候故、水中にて下平すたずたに被成ル、三十間ほと遠へうかひ出給ひ、岸へ寄給ふを鎗にて失ひ申なり、下平子若輩にて二人有を、北条入道に御預ケ、関東にて生立後にハ兄ハ戸倉名乗、弟ハ今井名乗、今井子もなくて死去の跡へ山浦国清に被仰付、御意なれハ本名を捨て今井名跡に成、山浦家の一字用て今井源右衛門国広と名乗、是も御意成と云也、御敵の末なれは如此被仰付と也、然所に景勝公御代に成り尤御親政景公の敵の苗字なれとも、下平ハ謙信公へ御用に立苗字とて今井源右衛門、弟下平苗字に御立被成ル、思ひの外成りと云、下平修理事也

「新潟のハト」

一新発田一味の新潟ハ日本に二ヶ所の湊也、信州の地くまさい川・会津の揚川・国々の大川、其

外にも落合新潟町屋も二千軒程有り、諸国の商人船奥上方上下に寄所也、此川の中に長サ二十町横十八丁の嶋有り、是を越後の河中嶋と云、其嶋に新発田方城を立、一家の新発田刑部籠置、新潟の町人の妻子を人質取て、色部本庄への道を留メ、会津領赤谷の城代小田切三河守に心を合、米銀舟にて揚川下シ、江川と云へ入新潟へ届、夫レより新発田へ差越ス二付而、新潟通り木場と云所に新城を立、本城には蓼沼藤七、二の丸に山吉玄蕃、景勝公より被差置也

〔天正一〇年閏三月十一日勝頼生害〕

一蓼沼藤七被遣目は被仰付六具して罷出ル、毘沙門堂二而御盃被下之御宰配被下有難御礼申上る、此蓼沼生国は関東佐野之天徳寺正綱関東御手二入後、訴詔有りて佐野蓼沼被召任、三郎殿御一乱二此兩人簷持の城に被居置忠の者共也、藤七後に八日向守と申也、天正十年壬午三月甲州へ信長公より川尻与兵衛・瀧川伊予二頭大将にて数万騎攻入、武田代々の譜代侍其外一門迄皆心かわりして信長へ付、勝頼御父子主従三十人餘りにて田野と云所にて生害被成ル、壬三月十一日也、夫故甲州へ信長勢入替り此時信州四郡御持分信長へ付故、梅津の城へ信長勢森勝蔵移り仕置致す也、其外他方の国替、信長へ随ふ越中の内、魚津・松倉二ヶ所御譜代あまた居置故、信長方佐々内蔵助下候得共一人にて不叶して、魚津・松倉両城へ向小出と云所に城を築キ、景勝公御味方の



内留山湊の者共出、内蔵助普請妨げる故に、内蔵助越前の武主柴田伊賀守招き留山湊の者共戦ける所に魚津・松倉兩城方出て伊賀守責メければ、五ヶ山の地へ取のき、魚津・松倉向イおさへをする越中かや分の事なれば、景勝公御馬被出座有之とも信州に敵ミちミちければ境目大事に思召、信州口へ御出馬被成、境目諸事御仕置被遊、境の城田切に芦川越前守居置給ひ御馬被入也

〔是ヨリ二冊又聞書〕

〔武田勝頼没落〕

一武田勝頼御没落に付て越後の民百姓迄力を落、皆隣国にて信長勢入籠り、越後計り信長と敵対なれば耕作の心もなく居ル也、殊に柴田ハ引込五六ヶ所の城引付て居なれば無心許存ルも理り也、当国の武田の事は信玄の末の御子也、信玄御咄相手一向宗長遠寺と云寺有り、信玄末の御子二歳の時長遠寺に被頼成人の後に長遠寺の娘に取合て子一人有り、勝頼没落の時高野山へ行て無量院に忍て居給ふ、其後太閤の御代に成て文禄元年高麗御陣の時俗二なり高麗へ可被立とて、太刀なければ佐竹の家方奥の院へ納し信国の小太刀無量光院方被申請、肥州名護屋へ行、景勝公御

頼候得共此所不叶故に御帰陣之上、うへ田のしほうしたのミ此取次にて景勝公御抱被成ル、今の武田也、他方に耆人武田有り、是ハ長遠寺にて持給ふ子也

「景勝越中出馬・川田軍兵衛討たれる」

一景勝公信州方御帰陣有て程なく越中へ御出馬可有とて、柴田へハ本庄弥次郎被仰付、本道の押へ今井源右衛門、新潟木場の蓼沼藤七兩人万事被仰合、閏三月下旬御馬被出、越中ゆするきの宿にて柿崎御成敗也、様子ハ柿崎馬信長へ売けると被為聞ことにさする馬にてなきに高直也と云也、柿崎跡式無相違其俣御立被成ル、小出へ押寄攻給ふ、日数経て二三の丸を破り本城計りに被成ル、城中より矢鉄砲しきりに打出事なれハ竹策にて付寄ル也、柴田越前、魚津・松倉のおさへなれば早馬にて此由信長へ申越候処、近江・若狭・能登・加賀の人数後巻に被下候由、景勝公へ聞へければ五六ヶ国の人數懸向ふ事大事也と思召、四月廿日退陣被成ル、す山ゆするきにかかり給ふ処爰に神の立給ふ所なれば御甲ぬかせられける、御供の人々迄かむりものはつす処に川田軍兵衛うつほのこつく成ル長キ異風成ずかねをぬかずして居る、是を景勝公御心に懸り御成敗可被成とて、軍兵衛被召出、去とも覺の者也ことに面そきと云重代を放さす、兼而御侘申上御前にても大小にて伺公の事なれば御用心のために内幕三所に張り三所なから討手を付置れ、御座間あた

りに鎗六十丁ふせさせ被差置ける、軍兵衛一の幕本へ参ける討手の者とも刀をおさへければ、軍兵衛申ハ誰の下知と云てにらミけり眼付恐しき事たとへん方もなし、其時軍兵衛おひたるかミのもとゆひ切てかミそらさまに成ル、是を見て一ノ幕通しける、二ノ幕にても此競なければ三ノ幕に近付此幕入ル処を、山田ひとや後方切ヲ軍兵衛うしろ方切ハ女のわさとて、持る扇を腰に指めんそきノ太刀ぬいて幕くるみに切ひとやひたい筋かへて切先はつれにあたるまなこへ血の入れバひとやハのく、其時六十丁の鎗にて八方より突、軍兵衛四十挺切をる廿挺にて突つら貫けるに、後より首切おとしけれバ首三間程飛て目はたらきをして齒かミするなり、景勝公長刀御持出給へばむくろおきあかり二三間御前の方へ行て倒れける

「景勝越中方御帰陣・魚津城討ち死に」

一景勝公越中方御帰陣被成御休足、又越中へ御出馬也、近江・若狭・能登・加賀四ヶ国の後詰に下りし者ひか川魚津の城遠巻して有けると被為聞て也、柴田より八日夜に笹岡へ取懸防戦障なし、乍去上ノついち迄敵壺人も通さず、夜廻り等迄油断なく仕ると申上る、御心元なく思召、鉄砲五十挺物主片桐内匠助被差添て篠岡へ被遣、越中へハ五月廿日に御出馬也、魚津と松倉の間天神山に御備ちやうくわんじ片貝川を前にあてらる、此所より魚津へ上道一里有物見を被遣て御見

せあれば、景勝公の後巻を聞堀をほり築地をつき矢くらをあけて待と申、夫方四五日人馬を御休メ被成所に前田文左衛門・佐々内蔵助二頭にて五百騎ほと雑兵三千余りほと川端に寄せける、御備のようを見て人数多少積躰に見へけるに、麓の備より三十騎余り川原柳の茂りたる中より川をわたし三千程ひかへたる中へ一文字にかけ入ば散々に敗軍して、鞭に鎧を添てすてむちにてちりちりに成ル、おくれける馬上六騎歩行もの十八人討取、味方壱人も手を負す是にいよいよ恐れけり、明日は御馬を寄られ駈崩さむと有所に、越後より早飛脚にて申来ハ、信州海津森勝蔵越後へおし入境の田切の城も押破り、二本木・片貝・野尻・関乃屋ま辺迄在々を十ヶ村あまり焼払、其日の内に退キ申と申来ル、御人数皆動転する也、御留守へ敵の入れハ無御心許思召、柴田は謀叛也、一方ならぬ御事なれば御凱陣可有とて、御人数へ御賜有ル、されとも魚津の者とも心の御はかり不便なり無是非事と被仰、松倉の者計りもたすけよとて被召寄ける、黒金上野介・須田相模守・岩井備中守・管名但馬守・楠川和泉守・上野九兵衛被召寄、五月廿七日申の刻に天神山を御引払ひ御退陣被成、寄手の人数ハ五六ヶ国の勢なれば、其より四方の堀をうめ平地にしてせめにけり、さて又城に籠る者ともハ思ひ切たる事なれば手々に仮名を板札に書、耳つばに穴をあけ詰に付てはたらく数万人の寄手なれとも、三千余りの人数に切たてられて敗軍し責落す事ならねば人数を入替新手にて責る故に色も換らぬ人数なれば次第に疲れまし、殊に兵糧はつつかずし

て、六月二日に一枕に打死なり、三本寺勝藏・中條越前・竹俣三河守・吉江織部其子与捨・同名喜四郎・石口采女弟内匠之介・同左京・蓼沼掃部。若林九郎左衛門・丸山武兵衛・嶋倉豊後・安部仁介・山田与五郎・長与次・寺嶋六藏・藤丸・亀田・片桐討死是なり

「六月二日信長生害・その後の動乱」

一越中方御開陣なれば越後中民百姓悦ひ限りなし、然とも魚津に籠る者共の妻子ハ御開陣と聞歎ク事今日ノ前に別れたることく思ひけり、景勝公ハ御人数を境々へ被遣、其外残る者とも在所へ御返し、御一左右次第に可参とて休足に被返也、六月四日に誰云とも不知上方にて信長公は明智日向守謀叛にて生害なりと云、六月四日午ノ刻越後七郡にて知らぬ者ハなし、誠しからぬ事なれとも上下是を悦ひける、然所に六月二日に信長公生害誠の事なり上方にて二日の御生害を四日に沙汰する事人間のならずと諸人天を拝すとなり、扨隣国の信長勢取ル者もとりあへず海道混乱するとなり、依之諸国方越後へ注進申ハ、早々御馬を被出御仕置被遊候へと使者飛脚ハふる雨のことし、景勝公も御悦ひ越前の国へ上條殿、越中国へ須田相模守御向被成、近所なれば信州へ被為出、梅津に御在陣被成三河家康公ハ大軍を卒して是も信州上野諏訪に御馬をたて駈れける、又小田原氏直は関東勢四万余りにてうすい峠を越して信州さくの郡へ出張也、上方ハ羽柴筑前守秀吉

公明智日向を退治し給ひて上方を引付給ふ、景勝公は越前越中へ御人数を向られ御留守居さしおかれ僅御人数七千余り也、信州一国へ三大将集り給ひ互に諍ひ給ふに、往古梅津の城代春日弾正と云者ちいさ方之者共と内談して氏直へ忍て申入ける、御味方可申候、川中嶋ハ越後口にて梅津の城より入なれハ、景勝公梅津に居給ふ間、川中嶋へ御馬被寄給ハば越後口しきりて御一心有べし、其時浦切り可仕、左様ならバ信州ハ不及申二、越後迄子細有まじきと起請を添て遣しける、氏直大悦驪而返状に知行の朱印差添てかへさるる、七月十三日明合に夜廻りの手にて彼飛脚をとかめ怪敷躰なれば搦捕聞けれバ有俣に申あいた、則景勝公へ致披露候処に御覽有て、春日弾正被召即御からめさせ、七月十三日に梅津にて御成敗也、近頃御味方申無間逆心を企命を失事浅間敷次第也、翌十四日には氏直春日弾正が注進にまかせちいさ方の侍、望月・根津・真田・室賀・芦田五人案内して四万の人数を引俱して川中嶋へ出らるる、景勝公は梅津の城を出給ひ夫より五里へたて清野鞍懸山へ御登り、紺地に日の丸の御馬印みねに御立御床几をめされ、御近習の人数ハ直江・大国・泉沢三人の手に簾本三十騎計り也、麓の赤坂に其外の簾本を備させ、残る人数ハ在々へ御賦り森林の内或ハ家蔭より小旗出し被置、亦梅津の城より鞍懸山まで山里に小旗をたてて関東勢を目の下夕に御見物なり、此山の高く四方二十里の所ハ見ゆる也、氏直ハ此御手たてにおそれ夥敷人数と言て一家の衆と相談也、越後の軍勢如何ほとも難計備なりたとひ越後勢の一倍味

方有とも不知他国の事なればいかガハせむと有り、然所に春日彈正御成敗の事きこへて弥氏直力をおとし、早々引んとて退るるハ三郎殿乱の御手並ミを聞及恐れての事也、合戦あらば越後勢ハ僅力七千、関東勢ハ四万なれハ危かりける事共也、諷ちいさ方の者共ハ氏直にハ捨られ景勝公へハ不儀をいたし候へは、三河氏康公へ随ひ氏康公三川江御帰陣被成ル也、景勝公も四郡の御仕置被成、梅津の城代に屋代越中を居置れ、四郡の守護代に山浦源五国清を被差置て七月下旬に御帰城也

〔柴田へ出馬〕

一信州方御かいちん被成、柴田へ御出馬也、柴田・井地峯両所ながら城際より十里の内ハ一騎双の細道也、両脇は深田なれば御馬を出されけれども早速責寄るへきようなし、小城にハあれとも能地也、急にハ落まじとて近郷へ御人数を御配り田畑の穂かりを被成、柴田抱の分は残りなく菟捨、十月半に御馬を被入、此砌杉原にて城代萩田与惣左衛門被官二瓶と云者謀叛をおこし、与惣左衛門を討、柴田へ味方に入由申来れとも、次第に雪積なれば御構ひなく被指置けると也

〔天正十一年四月新潟へ出馬〕

一天正十一年癸未四月、新潟へ御出馬ありて川中嶋の柴田刑部か城を御せめ被成へきとあれども、陸と嶋との事なれば是も思召よふにならずして、大船を五艘宛ならべて矢くらをあげろうせん五ツ拵て大綱を付ケ川上より流シかけ繰廻しに引登せて又ながし火矢をしかけて打入る、其時分の火矢のしかけ知たる者なくて、発知源六若けれども火矢のしかけ知りて夜白五日打けれども是をも用ひず、剩城より源六をねらひ鉄砲にて只中を打貫ける、其日一日いきて廿五にて死けり、其後は火矢もならず被相止、六月初に御馬を被入、八月又柴田へ御馬を被出、此時も田畑を茹て柴田抱の城下不残茹捨、九月廿五日に御馬を被入に城々にてハ兼て内談と見へて、柴田方五六里過て法行橋とて難所あり沼にかかる橋也、それより十里の内は深田にて一騎並の細道なり、爰を通らせ給ふをはからへ城々方出て御跡を慕ふ、御先勢四五里のびけるに貝太鼓にてしたひかかるに敵忌とふと云て御先勢犇とつかいけれども取て返す事不叶、四五里の内一騎ならびに出人、馬入くんで前後左右へ不働、殿の勢計りにて打ツうたれつ、管名・上野打死、安田上総助深手を負、景勝公も法行橋にて下馬被成御せうきにめす、御跡勢うち敗ルに絶て次第に敵ハ御前近くよする、柴田因幡守そめ月毛の馬にて一文字にかけよりけるが御目に目を見合しかおそれて有りけ



ん、其後馬を引返し宰配を振り上ケ貝をふかせて引を亦其俣したわれ城際まで追ハれける、それより御馬を入らる、危うかりける事ニて有

「天正十五年四月笹岡城を攻める」

一天正十五(二)年甲申四月ハ柴田一味の城々の人数を集メ大勢にて笹岡の城を被詰ける、小せり合は日夜なれども大勢なるハ初て也、山城の事なれば敵を下手にして防戦成ルゆへ大勢と云共敵不叶たて籠る者とも大利を得る、殊に信州牢人兩ノ宮と云者を今井抱イて有ば其日の働敵味方目を驚す、兼而ハ六具にて六間のから堀を飛ものなれば飛行自在の働キ也、柴田下知にて搦手へ人数を廻し一ノ木戸辺に仕寄鳧に味方ハ払て大手にあり、今井か女房腹巻にてみたせ髪に鉢巻して長刀を下女端手に下知して石磨茶臼撞白転かけて打倒す、今井か妻の有さまさなから静もかくやと敵味方誉ざるハなし、敵陣にハ揚貝立て馬印の本に集ル、夫方因幡ハ退ケにける、無際限手負引かけ引かけのたと有り味方も人数しらべ見れば討死三十式人有り敵の首をあらたむれバ八十三也、高名の仮名をしるし討取首共に春日山へ注進す、景勝公も大感有り今井所へ御感状御書被下并同心其外へ皆御感状を被下田畠の作りしつけて後、御馬可被為出とありしに、六月信州より申来ハ、小笠原の領分青柳千味の城代屋代越中を勧メ三河の家康公へ随ひ、越中ハ梅津の城

を引はらひ在所新戸へとり籠申と云来れば、柴田への御馬を信州へ被為出、其内に越中守は三河へ取のく故に小笠原領へ押籠千味の城を責メられ千味を生捕磔に被成ル、其隙に青柳ハ小笠原へのく、大城もせめおとされ三ヶ所の城に人数を入替境の稻荷山にかけ上ケ被成、保科豊後守・小田切左馬助二人居置、夫方海津へ御馬を向られて四郡の守護代ハ山浦源五国清なれとも屋代越中と一ツ成とて上條殿を御さしかへ山浦を御供にて八月江入て御退陣也

「当家も太閤に随う・佐々内蔵助宮崎の城を攻める」

一日本過半太閤の随給ふにより、去年御当家も仰合さる、然者越中武主佐々内蔵助不随して能登・加賀けいほうのため向と信州より御帰陣の砌り被為聞、御手合に越中表へ御出馬なり、越中境の宮崎の城外張に山のきわより海の面へ二三十間石垣をつき出し海道をしきり、門の立置北国街道をとめける、景勝公五丁ほとんけて御備、山へ人数を入られ長尾平太・山浦源五・安田上総・須田相模・川田攝津守・藤田・能登・村山・安芸・三本寺・吉江・柿崎・斎藤・高梨・本庄・松本・竹俣・須賀・山岸・秋山、十八騎御横目として御簾本三十騎雑兵三千余り山へわけ入、險阻にて道もなければ歩たちになり馬を漸引せ山内四五十里ほと行ければ麓に下る所のもの共皆逃散けるを一人捕て案内せさせける、いつくそと問ければ黒辺川の水上ふなみ山崎と云所なり、其

夜はあき屋に夜を明し翌日在家在家を放火して村椿迄焼払、其夜野陣して其次日は宮崎の城へ押寄ける、山城なれハ敵も麓へ下りしの川をへだて弓鉄砲雨のことし、大川なれば人々磐て渡らざるに、一番に長尾平太・安田上総介・川田撰津守三騎乗入れハ、是を見て上下三千余りの者一度に入てうきつしつミつ渡しければ、敵ハ城へ逃ける、急けれども坂なれば味方僅な若者とも続て追登り、坂中にて余多討取、それより責登り堀一重を防、鯨波の声を上けてせめ入れれば、大手の備へ聞へ搦手よりせめ入よとて、大手の門を破り、両口方責らるる、其日巳の刻に責おとし三千余り討取、大将三輪権平を生捕にするを御覧して助けよとてたすけらる、万事御尋被成ル、黒辺川迄送りを立らる、宮崎の城には秋山伊賀守・須賀修理亮を二頭に人数添て居へおかれ御馬を入らる

〔天正十三年七月太閤秀吉越中へ動座〕

一天正十三年乙酉七月ハ太閤秀吉越中へ御動座と聞へけれハ、景勝公も越中境迄御馬を出さる、秀吉公御覧有て木村弥市右衛門殿を御陣場へ上使也、越中へ秀吉公御直馬と聞へ方々越中へせめ寄せけれバ、佐々内蔵助も天下の威勢に恐れて髪を剃、出家して降参仕る間、御助ケ被成、御供にて御退陣也、越中ハ前田筑前守利家に御預ケ被成ける、景勝公も御馬を被入、其砌信州真

田安房守兼而三河家康公へ随しか逆意を企ルにつきて、家康公御馬を被出故に越後へ頼申ハ、某二男を越後へ差上向後御被官に成し在府可仕間、御加勢を被下、急難を遁れ申度と申に付て、又夫より信州真田か在所長沢へ御馬を被寄る故、家康公は御退陣也、真田次男弁丸ハ越後へさし越被申、夫より御馬を入らる

〔天正十四年五月景勝上洛に出立、秀吉と謁見〕

一天正十四年丙戌正月、大坂より石田治部少殿・木村与一右衛門殿越後へ被申越候、去年佐々内藏介逆意の砌越中表へ度々御手向之義太閤感し思召るるに付て早速御上洛遊し給ハ、弥可然、景勝公御上洛と有ならバ日本御静謐の所也と度々申来二付而、夏に至て御上洛有べしと御返事なされて其御用意有、太閤の御意にて越後より京都迄海道通り、城持ハ不及申、宿宿の商人以下迄御触有て景勝公の御通りに手柄次第に御馳走申様にと宿々に御横目被差置と御触国々に有りける、扱景勝公ハ御供已下四千三百廿人にて五月廿日に越後を御立、其日は能生に御泊り被成、廿一日にとい川に御着、此日より洪水して廿二日迄此所に御逗留、廿三日に御立、姫川を御渡り一振に御とまり、廿四日黒辺を御越シ村椿に野陣被成る、此所へ大坂方御迎として木村弥市右衛門殿御上使也、佐倉も使者を被越御樽肴進上被成共不納、廿五日西岩瀬に御泊り也、水増二付而御馳

走に舟橋をかけ五ふく山の武主三人雑餉を調けれとも濱辺に御陣をなされ、廿六日洪水にて御逗留有り、廿七日御立、中田にて御昼休ミに増山武主中川清六殿御昼通の御馳走に新造を立、御馬屋五十間御鷹部屋迄立ならべ色々御馳走の上二御脇差進上なり、其所を御立、木舟へ御着也、城代前田又次郎殿其外在城衆御迎に被出、御宿立の御馳走也、廿八日くりから峠御越被成に、此所へ能州武主前田五郎兵衛殿其外能登・加賀のさし立侍不残御迎に出らるる、大坂よりも又御上使に此処迄石田治部少殿森本辺迄御出なり、互に下馬して御参会被成ル、前田又二郎殿も御供にて居城にての御馳走也、翌日はに御逗留にて御能有り、又二郎殿息九才にて大夫也、笛ハ青木将監、狂言も又次郎殿子息彦助殿也、其外日吉大夫御能、過て胴甲二御腰物三腰鞍鐙進上にて、其上御供衆上下四千三百廿人馬共に此所を御賄にて御在京中御下向迄也、廿九日に小山を御立、昼通は松どう御泊ハ小松に定りけるに、御昼休の御茶屋立御一献有り、小松にてハ城主村上次郎卯右衛門殿在京にて留守なれとも、家老の衆いろいろの御馳走なり、六月朔日には大勝寺へ御着被成、此処之城主溝口金右衛門殿毎度在京の留守なれとも家来の衆御馳走申、太閤様御下向の時建候御屋形御宿に成ル、二日に御立、金津にてハ崩の両わたりに舟橋かけて御茶屋立置かれとも御急キとて御寄なし、其日北の庄の城へ直々に被為成也、御馳走色々御拍子有り、羽柴左衛門殿子息七才にて太鼓二番打皆耳目を驚かす、其上に御腰物進上也、こなたよりも村上源五郎殿方参りた

る光忠の御腰物に御馬壹匹被進也、三日に御立、麻生津にて八長谷川藤五郎殿御昼通の御馳走に  
式百間の假屋を立、御供人数迄御馳走也、其日は越前の府中へ御着也、此所の城代木村常陸介殿  
所労とて御迎にハ出られず、浄土宗の寺をあけさせ御宿にしつらひ御馳走也、四日に木ノ目峠を  
御越敦賀へ御着、城主蜂屋伯耆守在京留守居の衆御馳走申、此処にて川田撰津守御成敗被成ル、  
翌日御逗留被成、六日に大津へ御発馬の時、城主生駒雅楽頭殿半途迄御迎なり、御供人数迄別而  
御馳走なさるる、七日坂本に御泊りの筈なれとも石田治部少殿依御異見二京都へ御通し被成、大  
阪方日暮て戌の半刻に六條本国寺御着也、石田治部少殿其夜大阪迄御通し也、十日に石田治部少  
殿上使に御出御懇意共蒙られ、其上兵糧三百石御拝領、十一日木村弥平右衛門殿におゐて直江山  
城守に風呂御振舞、六角堂にて拍子有り、十二日には景勝公大坂へ御出被成、御宿ハ増田右衛門  
尉殿、十三日に御出仕御馳走いろいろ御囃子有り、大夫高安観世又次郎也、太閤様左りの上座、  
景勝公は其次、織田源五郎殿右の上座、蜂谷伯耆殿ハ其次、前田孫四郎殿其次、石川伯耆殿ハ末  
座、榊原小平太殿御茶の時は宗易手前、それ方太閤様景勝公御同道にて天守御見物、其御帰りに  
昼夜の御座敷御寝所迄御同身也、是にて赤キぬいの御胴服を太閤様御直に御袖を引立景勝公にめ  
させ御申、夜の御座敷にて御一献有り、夫過きて御供の者を白洲へ召出され、金盃にて御通を被  
下、景勝公へハ包丁藤四郎の御脇差、御腰物ともに御拝領、十四日には石田治部少殿へ御申入御

馳走のうへ御拍子有、其晩八木村弥市右衛門殿へ御申、十六日の朝御城にて御茶有り、太閤様御手前、次にて直江山城・千坂対馬守二人ハ宗易手前にて御茶被下、御道具初花のすりつほ、一月の絵かぶらなしの御はな生其外名物色々なり、其晩中将殿にて御茶有、美濃守殿御事也、御自身の御加用御手前の御茶御拍子有、役者大樋口高安小観世笛備中也、一宗太鼓似我弟子也、十七日には堺御見物被成様に御意なれとも、高野へ重而御仏詣の次手と御返事にて相止ミ、十八日に大坂より都へ御登り石清水八幡宮へ御社参、橋本坊にて御馳走、夜更て本国寺へ御帰、十九日には六条に御座なされ、廿日に太閤様大坂より京都へ御登り、廿二日丙戌景勝公御参内若御局にて御装束被成紺ノ狩衣大紋のさし貫也、其時四位に任ぜらるる、天盃御頂戴、希代の御面目なり、太閤様院の御所へ御同伴被成御見物也、酉半刻に六条へ御帰、廿三日御暇被進、廿四日に京都を御発駕、道中右の御馳走にて、七月六日に御帰府被成也

〔柴田へ出馬〕

一木場城代蓼沼藤七御上洛の御留守中に新潟の町人を計策して引付置に付て、御下向有て無程川中嶋の武主柴田刑部少を町人共の手にて討取ける、御感有て柴田へも御馬可被出とて催し給ふ、定而上使も可有と思召、行列正敷被成御先勢小倉伊勢守入道・長尾平太・川田伊豆守入道・山浦

源五・新津丹波・高梨薩摩守・千坂対馬守・松本左馬介・吉江与太郎・山岸孫右衛門是一手の人数八百拾二人の内、馬上九十四騎、小旗四十六本、鉄砲百十挺、鎗四百三十式筋、手明百式九人なり、安田上総介・斎藤三郎左衛門・本庄豊後守・神保駿河守・竹俣筑後守・甘粕備後守・村田大隅守此手の人数八百六拾人の内、馬上四十六騎・小旗二十八本・鉄砲四十九挺・鎗百八十五筋・手明五十六人是一手、次に村山安芸守、其次二大石源之丞と左近司傳兵衛組の鉄砲、其次甘粕近江守其次二上田衆、栃尾衆其次青木・本間両組鉄砲、其次春日与兵衛組御弓、其次直江山城守・小国與七、其次山田久左衛門組鉄砲、其次泉沢河内守・上村彦右衛門、其次八町組御鉄砲、其次二五十騎衆、次に佐藤一步助組の鉄砲、其次に御手鎧、次に御手明衆三百人、次に御簾本衆、御馬立御跡も二行にて、藤田能登守・島津左京介・岩井備中・栗田永寿齊・柿崎弥二郎是一手の人数六百七拾式人ノ内、馬上九十八騎、小旗五十壹本、鉄砲三十七挺、鎗三百十四筋、弓十一張手明六十五人須田右衛門大夫・市川治部少・夜交左近・寺尾伝左衛門・井上左衛門大夫・栗田入道・綱島文吾・大室兵部・板谷佐渡守・同左衛門也、此手六百七十八人ノ内、馬上八十九騎、小旗六十壹本、鉄砲百三十二挺、弓三十三張、鎗三百廿一筋、手明五十式人都合三千式十式人にて八月四日丙寅に御馬を被出、新発田五十嶺の城々近郷の青稻を刈せ其外耕作不殘苅捨、九月下旬に新潟へ御馬を被寄、川中嶋の城普請被仰付所へ、御上使として木村弥一右衛門殿御下着也、此



次手の御意に柴田降参仕におゐてハ被召仕候得と上意也、尤御請有に付て弥一右衛門殿即柴田へ御出被成柴田因幡に御対面被成上意の趣被仰渡様々の御才覚候得共、因幡守御請不仕に付て、無是非弥一右衛門殿帰参被成、景勝公も弥御入らるる

「天正十五年四月新発田へ出馬」

一天正十五年四月四日に新発田へ御出馬被成、新潟通りを御出、笹木川御渡り五十嶺表へ寄せられ、加治竹俣の在々を烽火あり、新発田へ御馬を向られ用水の水上を切落し、在々を焼せ、六月末に御馬を入られ、八月又柴田表へ御出馬、加治を御取詰被成けれハ、城を出て御詫仕、それより今泉へ御馬を向らるる由を聞、今泉は新発田へ移りて一所に籠に依て、会津領赤屋の城代小田切三河柴田へ心を合て兵糧万事をつつくる間、是を責らるる、九月十四日卯ノ刻方取詰られて巳の刻に責おとし、三河守を始め会津の加勢、其外男女七百余り撫切りに被成、其城を破却ありて、十六日に五十嶺へ寄せらる、後の山へ人数を被入、諸木を切て深田へしきて寄場を拵へ、景勝公は上の山に御備、城中を御目の下々に御覧して、夜白三十日程責らる、十月廿三日に直江か手にて責落す、道寿齋夫婦自害をす、梅津源左衛門ハ討漏し会津へのく、御館の落人長尾監物・関屋佐左衛門・高野小作討れける、其外男女撫切りに被成、夫より新発田へ寄せられ撫切の首とも新

発田か外張りの堀端へ御かけさせ、柴田は何よりめいわくには兵糧なくて自ラ楯籠ル者共よわり果、会津の加勢も数多なれとも食事なければ防戦の力もなし、斯有所へ御出馬なれば楯籠ル者と皆思ひ切つてそ居たりける、新発田か下人今津館兵衛と言者ハ家老の柴田駿河守を討てししを持て来り御詫申、其跡より下女壺人男壺人にて今津か娘出けるを三瀧か手にてとらへて置後、降参の者の娘とて返へす、其晚より男女の落人数不知あれとも一人もたすからずなり、廿六日にははや二三の丸を責破りて、廿七日の朝には三ノ丸へ御馬を寄られ、十月末の事なれば城を渡すも寒けるを、廿八日寅の刻に堀バたへ御馬を立、堀を渡せと御下知にて、総勢不残一度に飛入二重の堀をわたして四方の堀について乗も有り、破りて入ルも有り、本城へ入て責ければ、敵味方入組ての戦也、因幡守は座敷の戸障子をはつし、一めんにして最後の酒盛りをし鼓太鼓にて詠つ舞つしけるに、敵乱入と聞さらば名残りに出むとて染月毛を白洲へ引寄せ、長刀にて四方八面に切り廻りてつかれと見へて亦内へ入る、色部か手寄せよと云て自害して色部に首を渡しける、城の在番を小倉伊勢の入道に被仰付けるゆへ掃除して城へ移る、廿九日に池のはたへ御馬を被寄、霜月朔日より責られける、此日惣社討死也、此所も責おとされ其外の新発田一味の者共は皆降参仕ル、七年の間御馬の腹をもませ給ひば被遂御本意、霜月上旬に御馬入也

「新発田因幡守が源太と言つたころの逸話」

一新発田因幡守ハ若年方人に勝れ十三のとし源太と云て謙信様御近習を仕、去夜林泉寺へ御近習の内より誰か御使者に可参と被仰出ける、其頃林泉寺大門にはけ物住とて七ツ時方後ハ僧俗ともに出入なし、此砌なれば御請申ものなきに、此源太進出被仰付におゐてハ参らんと申に付て、御状御調被成、其頃三十人に長柄衆とて武辺勝れ刀の柄長くして召仕ル、其夜当番の長柄衆に被仰付、御城より林泉寺迄の道すから詰り詰りに長柄の者被指置見せ給ふに、源太態と一僕も召連す一人行、林泉寺大門遠くして七八丁ほど有り、殊に松杉茂りて昼も日の目見へず、山門に今一町程もあらむと思ふ所にともしびの光りあり、源太是を見てするとはしり寄見れば女なり、ひすいのかんさし嬋娟の髪かつらの眉すみにをやかにして子をいたき立居たり、源太申ハ、昼さへ人の行通稀なるに夜中に女の居ハふしん也、疾して名乗り給へ、左なくハ逃すまじとて、刀に手を懸歩ミ寄れば、女申様、いやくるしからず、乍去此世の外のものなれば昼は姿の見へねとも、心計りハ有明の月の立出、此道野辺にさまよひて人のこのころを頼めとも、御身のような人にあわず、ねかわくハ此子をいたきとらせ給ひて我をうかませ給ひ、とて泪をなかし、しほしほとしたる有様たとへむかたなし、源太申やう、心得たりとて寄りければ雪のよふなるはたへより、子

を取いたし渡しければ、其俣とりて谷へ捨けり、女申様、うれしや御身ゆへにはや成仏の身となりぬ、此芳恩にハ身に付副て守りの神となり、名を後の世にとむべし、とてかきけす如くうせにけり、源太山門に近付て門をたたく、ひらへて見れハ若輩なる子也、僧俗ともに肝を消し人間とハおもわず、されとも御状にて御使と知ル御返事とりて帰りければ送りを余多出す一人も叶ふましとて、又ひとり帰り御返事を上ル、源太が口にてハ申さねとも長柄衆具さに披露なり

「天正十六年四月廿日上洛」

一天正十六年戊子四月廿日に御上洛被成、五月七日御京着、御宿先年のことく六条本国寺、御参内有りて宰相に任せられ、此時一條下の戻り橋に御屋敷渡る、御普請奉行千坂対馬御普請の内に高野へ御参詣被成、今迄人の命を余多御取り被成、火にむみやうの橋を無御心元被思召、御心見のためとて夜中に御渡り御覽被成ければ、相違無シ、翌日は院家衆と御同道にてむみやうの橋を御ワたり、奥院へ御参り方々御見物遊ハし、御帰りに堺を御一覽にて京都へ御帰り被成、其内に屋形も過半出来也、大坂へ御越の時佐渡御陣の仰渡され責取ツて領内ニ可被成候と有に付て、御請有り御暇出、八月御下向、其月下旬に御帰府被成、霜月ハ佐藤石見守に六百貫被下、新発田城代被仰付、城へ移りて無程因幡か亡魂に首をねちられ死すと也

「是ヨリ三冊目聞書」

「天正十七年三月佐渡の陣、最上義光と本庄繁長」

一天正十七年己丑三月、佐渡御陣の御賜有、佐渡の案内万事御見せのために広泰寺法師を佐渡へわたされ此帰りを待給ふ、本庄越前守繁長ハ佐渡への御供を御侘申上、子細は庄内へ本庄心指の儀有り、庄内の国主本庄繁長か二男千勝丸を養子にするを、最上の国司義明ハ庄内と一家なれば子ハ余多有ける内を一人養子する筈なれ、景勝の被官本庄か子を養子にするハ不審なれ、越後へ心を合せて最上へ手をいれむとの儀なるへしと無念に思ひ、千勝丸に対面有度とて、最上より庄内境迄道を作り馳走して呼寄せ座敷籠に入置、千勝丸十六ノ歳夜にまきれ忍ひ出、山にからまり三日とて越後の本庄へ帰りける、義明弥無念におもひ定而おし寄来るへしとて、勢を催し庄内へ出て討亡し、庄内へハ最上勢を入替て置、是に付て庄内の敵なれば其戦を仕度と申由、景勝公聞し召、庄内へ御馬を被出助むと仰ければ、難有事なれとも佐渡への御出馬は上意也、繁長壱人罷向可申と弥辞退申、一人庄内へ向ひける、庄内の人数にくらぶれば本庄が勢僅の人数なれとも、

武功の者にて本庄切勝ツ、本庄戻ルに座しける所へ首沓ツ持、血刀かつき殿へと云ふて来ル、味方とおもひてあれにといへば、其首見するようにして東禅寺右馬頭と名乗り、床机に座したる繁長が星甲を割りけれと、名譽の甲にて裏かかず、近習の者とも右馬頭は討留ル、刀を見れば正宗也、是を千安合戦と云也、右の刀本庄正宗とて上様へ上ルとなり

〔使僧宝存佐渡から帰る〕

一 佐渡へ被遣宝存ハ四月下旬に帰る、万事見届其上瀉上帰本齋・沢根源四郎二人を引付帰る、此宝存と云しハそうはの弟子也、謙信様御代に他国への御使僧天林寺の弟子そうはと云出家才智の者にて、敵の中を自由するゆへ使僧に定らる、大場に寺を御建、寺号を庚泰寺に被成そうはを被差置、其弟子宝存也、師匠におとらぬ才智にてだうもよし、景勝公御若年の時分御乳を上るものへ甥なりとていよいよ御氣遣なく被召仕ちん恵も直参内に被成ける、他方への使僧今沓ヶ寺有り、東正寺と云、是も才智にて俗主ハ南波と云、御先代より他方への御使僧此両寺と云なり

〔佐渡へ出馬〕

一 佐渡への御出馬五月始に被為出、出雲崎に御馬を立られ御先勢を渡さるるに、五月廿八日沢根

の浦へ着御座船ハ六月十二日に右の所へ押着ル、沢根源四郎・瀧上帰本齋兩人御礼申て御先をかくる、佐渡の大將羽持ハ人数八千余りにてかうの川はたへのり出、川を前にあて備をとる、又夫より引はなれ吉岡沢田の者とも羽持にハつかずして二千余り備けるを、七手組の内より三組壹度に川へ乗入切かかるをみて大將と云事ハなし、一戦なくて散々に敗軍す、羽持か備是を見て集り者の事なれば備を引崩くつれ立て、八千余りの人数なれハ羽持か下知も聞入すして、其夜の内に羽持ハ金銀を船に積ミ神保を始メ一門引具して何国ともなく落けるゆへに、残る者とも出家を頼ミ御佗申間、命を御助け被成、佐渡中を払われける、御手間もとらず佐渡か嶋御手二入、さて又羽持は舟にて落けるか風悪敷して越後の新潟へ吹着ル、所の代官窪田源右衛門海賊舟を出しみれは羽持也、則搦捕て佐渡ヶ嶋の御陣場へ引せける、羽持其促磔に懸られける、御仕置如形被成、御帰陣の折から会津へ正宗責入と道にて被為聞、会津へ御人数を向らる、御横め木戸元齋被遣、八十里と云各大山を越て会津へ移ル、其内に守氏は佐竹へ取のく、正宗押領しける伊那■保と云所迄はたらき在家放火して、忠見の水窪と云所に新城をきつき立、其外横田の城普請して帰けるに、平田助次郎元齋に知り人になりて跡より越後へ来り元齋を頼ける、景勝公ハ三条に御馬を被立、会津への御人数を御待なされて御馬を入らるる也

〔平田助次郎・平田五郎・木戸元齋〕

一平田助次郎、木戸元齋所に居るを直江山城守聞て披露をし被召仕、御床をなをすや助次郎従弟平田五郎兵衛其子左京ハ後に来て助次郎御詫申けるゆへ、五郎に五百石、左京に四百石被下被召仕、其後甲州牢人清野清寿軒同心して高野へ引入て、名字退転なれば此一跡を平田助次郎に被下、清野を名乗ると云、平田五郎ハ大男にて力も人に勝れけるに、其力ヲ左京か娘の処へきて一門にちからたまる也、偕又木戸元齋ハ元来公家也と云なり、木戸三河守孝範カ六男なり、若道の子細ににより武家になりて牢人し、御当家を頼ミ文武二道の者也、謙信様御代関東御手に入、其後関東大名衆の御取次は上田長尾越前政景公也、御名代に関東御出の時ハ木戸元齋御かいそへに付らる、関東にて政景公の御心をはからむとて御膳の内ほてつほなどに短冊を巻入て出す事あり、此時は末座より元齋立て御意のふりして即座の返歌すると云、元齋公家にありし時老の寢覚と云題にて歌有しに、元齋十三の年、遠からぬ我かむかしさへ恋しきに老のねさめはいかかなるらんと云しと也、御当家へ来て子三人有、惣領ハじゆげんと云、二男をお上人と付、三男をハ与九郎と云ける、お上人は大国但馬か養子に定めけれとも、三十万石の時御暇申請皆浪人する、御国替の時ハ庄内藤嶋の城を預ると也



「天正十八年太閤相州北条を攻める」

一天正十八年庚寅年、太閤様相州へ御動座也、小田原北条一家の衆太閤様へ不儀に付て是を御静謐の為なり、是により景勝公と前田筑前守利家と御二籬にて責登り、信州侍御同呼にて臼井峠を御越、上野国松はたの城を責らる、城主降参の間、夫より武州鉢形の城へ御馬を寄らる、此所にて八城主北条安房守小田原へ籠りけれハ、留守居の者とも御詫申に付て、爰も御隙明八王寺へ御馬をむけらる、此城ハ北条氏直の伯父北条陸奥守居城也、是も小田原へ籠りけれとも、留守居の者とも六七千に地下人を二三千人引入一万計りにて籠ゆへに御詫のけしきなし、責寄むと有て前田筑前守利家公ハ大手へむけられけるに、景勝公は搦手より寄らるる、城中の者ともハ搦手難所なれハよもや敵のよする事ハあらしとおもひ、大手へはかり取出て戦に景勝公は二三の木戸を押破り本丸の堀一重に被成けるに御中間の内山と云者御馬印を持けるか、一人堀際へ仕寄矢狭より覗きみれはくうくうとして人もなし、其俣御馬印を竿に巻きて矢さまに立かけ軽業の者にてひらりと堀に乗り内へ御馬印を引入て紺地の日の丸の扇キ骨は金にて有りける、丸一尺余りの扇に御馬印を四方に見ゆるよふにはり出しける、大手へ見へければ景勝公のはや本丸へ責入給ふとて、利家方的人数表もふらずしころをかたむけ一文字に攻入ル、皆撫切りにそ被成ける、太閤様の御

横目かけ寄ていつれの御手にておとし給ふぞと云ければ、利家方にて大手よりと申、御当家方にてハねこや二ノ丸ハ不知、本丸ハ景勝が乗取ルと申、御横目をはしめ諸人馬印の本丸に立を見れハ穿鑿に不及とて、小田原の御陣場へ早馬にて御注進有ける、両大将は夫より御隙明られて小田原の御陣場へ七月五日に御出被成、小田原にては太閤様の御動座の事なれば海も平地のことく粮舟透なくうかめ、山も川も人数にて百日余りにて小田原へ御着、翌日七月六日に落城する、氏政・氏直・陸奥守三人は自害をする、其外の一族ハ御助ケ被成、高野へ入、妻子はちりちりに成と也

〔検地、利家は秋田・津軽、景勝は由利・仙北、横目大谷刑部〕

一太閤様、利家公・景勝公に御対面ありて両大将諸所の御手柄を御感被成、又奥州の御仕置を両大将に御頼と被仰付、利家公へハ秋田・津軽、又景勝公へは油利・仙北と被仰付、御当家への御横目大谷刑部少殿にて七月十一日に小田原を御立、八月下旬に仙北大森の城に入給ふ、大森方北に当り十五里隔ツ横手の城へ大谷殿入給ふ、在々へ検地の手を被遣に大谷殿作事強ければ安田をはじめ検地稠しく打せけるゆへ、一国の者共集り一揆を発し、大森方南にて十五里へたつ山田の城へ川つらを大将にて二万程籠、又大森方北に当り十里あり増田の城へ七八千籠ルと注進なれば

御馬を出さるべしとて、急き惣手へ被賜ける、増田へハ七手組を向かれ、山田の城へハ御直馬出けるに、又大森方ハ東山田より山田より増田へ二十里へたつ辰巳の方に当り、十里へたつ湯沢の城へかくのたて六郷の一揆とも籠ると御陣場へ注進あれバ、討手の大将に今井源右衛門を仰付らる、御持被成ル御宰配を御手より被下、今井ハ御宰配拝領して湯沢の地へ向ひける、御陣場山田の前にハ大川なかれ、其川をへたて川のはたへ敵ともはり出、御陣場へ向弓を射かけ鉄砲を打かける事雨のことし、味方に手負も多し、其日は互に川をへたて糺合、翌日又川端へ敵とり合る、景勝公の仰には、御足輕の内より健なる者をえらみ三千ほと御直に被仰付、川を渡し向へ行ば敵兵定而かかるべし、其時ハかるく其俣引へし、敵あけばまた慕ふてかかれ、必強身なき様に弱々とかけ引して敵に成ほと競を付よと被仰付被遣る、又惣手の内より達者を撰て二千ほと召出され被仰付けるハ、甲皮笠小手をぬきて鉢巻計りをして鎗を不立に引て、陣屋の道具など取風情して式三十計ツ、敵のかたへ見ぬよふに河原柳の中を行、三丁ほと行ならば敵のかたへみへまし、其時川をこしてむかへ、行て、柳の中へかくれ居へし、敵の間一町ほとに詰寄申時分をはからひ、一番員の立ならハ人数を集メ、二番員にはかくべき事を催し、三番員ハかかり貝なるべし、其時ハ前後を見寄一文字にかけ崩せと被仰付被遣、又御陣場の惣手へも同前に被仰付、一番員の時は向へ行人数八人を集メ、敵の間一丁ほとに詰かくる、御陣場の惣手八十騎廿騎計り宛川端へ詰寄

セける、二番貝ハ向の人数ハわらんしの緒をメ上帯を結、手油を引、鎗をとり、三番貝を待、御陣の惣手甲の緒をメ午ノ腹帯をむすひて是も三番貝を待居たり、右より向へ行し三千人の人々はよわよわとかけ引すれバ敵ハ競勝に乗り、城よりはり出、大軍にて川はた迄追出たり、其時かかり貝立ければ、二千人の人数敵の跡より一文字に切りかかる、惣手の馬上歩行者迄一度に川へ乗籠て三方より責かかるに、行べき方を失へ大勢川にはまりて失せにけり、討れて死する者も有り、其外方々敗北して助かる者僅かなり、大谷殿御覽して弓箭の御家と申ながら扱も不思議の御手立や、某病人なれとも十年なからへ申たし其内に定而何事も可有御座、唯今の御てたて手本にいたし太閤の前にて名を世に揚ケ致し度とて感涙を流さるる、清野清寿軒仰のことく某信玄に付副弓箭の行色々見聞申候得とも、閉様の儀初而也、某式の批判恐れ成とて涙を流し其晩には川津良父子所の寺を頼、御侘申髪を剃り出家して刀脇差を上ルに付て、御助ヶ被成、大小も被下、翌日は増田へ御馬を寄せらるるに、川津良かことくに御侘申に付て御免被成なり、湯沢へ向ひし今井ハ小城に籠り一揆なれば四五百人撫切りにして印を御目に懸る也

〔宇野紅松軒〕

一今度今井源右衛門御宰配朱さいはいにて柄ハ黒塗櫛貫穴に金のかな物有り、又先年木場の城代

蓼沼藤七拝領は白木にて御さいはいも白く、此宰配ハ宇野紅松軒と言軍者、春日山不識庵のかた  
ハらに護摩堂を立、宰配木を余多調祭りしに、強くおこなわれだんの上にて躍立を打伏打伏して  
打伏られぬを五本とも申、又七本とも云をあける、其故にや不思議とも有となり、蓼沼藤七後  
は日向と云、其子の代に乱心して死す、今井源右衛門孫の代に乱心して果けり、つよくまつり祭  
る御宰配木むさき家へ置申ゆへ也と云也、祭りしごま堂の跡辺の時ハ今にやくると申也、紅松軒  
生国は越前のもの、日本の大将衆の年に我としを考合謙信様へ奉公也、関東御陣の時敵城を責落  
さるるに、入日にて有けるを招きかへし、七時にして其城を落すと云程の軍の上手也、其爾尔今  
有りと云、俗生ハ赤松殿末々也、それゆへ紅松軒と申也

〔検地の一揆〕

一仙北の御仕置済しかハ、近々由利へ御移り可有と思召処に、検地横目安田上総介か手にて又々  
一揆をおこし、安田を討ころさむと千人ほど集り、検地の勢ハ二百人ほとなれば、浅倉と云古館  
へこもり、一揆とも四方より寄て責る、危有ける、此事御陣場へ聞へて十月八日の申刻に俄に御  
馬を被出、一揆とも是を見て鎌倉と云古館へとり籠それへ又御馬を寄られ、大谷殿もはせ付、両  
口より責らる、即時に責伏、四百余り討取日暮ければくらきにまきれちりに落ける、夫方御

馬を入られければ夜半過に成、それより十日ほど御逗留にて一揆万事を御仕置被成、十月廿日に大森を御立、由利と庄内の境三崎と云所ハ海の表へなりいてたるすきにて、一騎うちの所に大石を集めて柵を振て御帰りを待所を、鉄砲五百挺にて百挺宛つぎかへ繰廻しに透間なく打かけられハ、堪へかね一騎とも福山と云を過ぎ、庄内領菅野之城へ迎入、其所へ押寄せ給ひば年寄ともは百人余り髪をそり、出家して御侘申ゆへ命を御助け被成、翌日は坂田へ御着、三日御馬を立られ御仕置有ル内に、大風吹出雨雪まじりの雨ふりて坂田の湊は舟の往来なし、夫ゆへまた御逗留也、庄内の大浦に嶋津淡路守、大宝寺に芋川越前守、藤嶋に栗田永寿を被差置けるに、庄内の一揆とも四五千ほど蜂起するゆへ、芋川も栗田も大浦へ一所に籠る、此事坂田へ聞へければ大風に雨ふ風雨なるに十月廿七日に舟餘多にて坂田の湊を押出す、急いで漕ほどに風追風なり、海上四十里有り、大浦の地へ一時半ほどに押着ル、紺地の扇に日の丸の御馬印を船のへさきに立ひらめかして寄せ給ふ、大浦の城にて是を見、勇ミ悦ひける所へ三丁ほどへたて、物かけより陸に上り、馬共引上ケ乗りてかけ入れれば一揆とも方々へ敗北するを、追かけ追かけ討ほどに千人余り討取所へ、大谷殿かけ付、地下人なれば助ケ給へつミ作りと有ければ、其後ハ追留りける、十日余りの御陣にて御仕置被成けるに、越後へ此事聞へ雑説申ハ、庄内の一揆起キ景勝公御生害と沙汰すれば、其頃村上の城に丸田因幡守を被指置、侍余多付られける、此沙汰かくれなければ因幡守下

知して浦々を舟留メする在番の侍とも夜にまきれ濱へ出、船頭を頼て金銀高くをとらせ落ちる者多く、家名印に不及閉様有に（此文前も見得ル何と云意味なる歟不解）三俣九兵衛申けるは、雑説とおもひともかほととの御前途（先途）を見届さるハ無念也、定て道もふさかるへしかし人あらば参らんと云ふ、皆是を悦んで人を出し集メ三百ほとにて村上を出、庄内の境の村へ行けれハ、所之者共あやしみけれハ、三俣有様に言所へ年寄たるもの出て、扱は三俣殿か此の所之大沢殿ハ先年三俣殿御簪にて御座有ける、我々古しへの主の一家なれば御馳走申さんとて健者撰ミ百人程弓鉄砲にて送りの人を出す、小国小鎌の両村に関をすへ村の者とも集り通すまじとて木戸を開かず、三俣是を見て木戸口へ馬乗寄せ刀をぬいて木戸を切破りける、狼藉とて内より鎗の穂先を揃て出けれども馬にも人にもあたらす、四百程にてかかりければ所の者共ちりちりになりてのく、余多の関切破り御陣場へ参り、子細一々申上ル、景勝公ハ御感有て御帰陣の御供仕候様に被仰付、御逗留の内に前田筑前守利家公も御同道にて霜月下旬に越府へ御着也

「天正十九年六月秀吉平塚まで下向」

一天正十九年辛卯六月下旬、太閤様奥へ御下向にて去年奥州御出勢にて御静謐なれば御一覽のため平塚迄御下り被成に付て、景勝公も七月十三日に越後を御立、平塚迄御下り、御退陣の御供に

て御帰府被成、来年ハ高麗へ御手をのべられへきと被仰渡に付て其御用意を被成也

〔天正二十年（文祿元年）朝鮮出兵〕

一天正二十壬辰此年改元して文祿元年に移ル、三月朔日より国々の大名御立にて、景勝公も五千の着例にて三月朔日に越後を御立、同月十三日に京都へ御着、十日余り御逗留にて夫より肥州名古屋へ御出立、七月上旬高麗へ御渡海也、景勝公ハ十五番目に御渡り被成ル、高麗にて先御手に入城々はもその城、古都の城ハ金山海の城かな城也、大將王はいにしへハ古みやこの住居なれとも、近年都をかへて古都より片道廿七日詠入に花の都と云所、居城なり、本道ハあんたう海道と云、此道の大将加藤主計殿、中道の先かけハ小西撰津守殿、こもかいと云道わき道にて此大将伊賀守也、景勝公ハ道へ御むかへ被成、ふさんかいの城をおとし、此城に被成御座、本道の大将主計頭承にてあんくちやうの城屋くみの城おいのやくミの城三ヶ所の城に式十六万の唐人籠るを攻落さるに付て、景勝公中道ふさんかい方御飛脚を加藤主計頭に被遣に、笹岡の同心の内劍持与左衛門二御手明の内平井を指添られ被遣あん唐かいへ行き、無恙上下する、それより花の都の王登和談して日本へしたかい、さし立、日本大將衆へ使者来ルに付て又返礼に国々の大將衆使者を為登らる、御当家よりハ笹岡の城代今井源右衛門に仰付られ、右に同心の劍持与左右衛門花の



都半分道ふんくちやうまで参るゆへに、半途迄ハ案内をしる是一人其外片腕と思ふ程の者をすくりにて五人也、余多ハならし成ほと小勢にて参れとの御下知にて上下七人にて鍋をもたせ野にふし山に寝てかた道廿七日路有花の都へ無恙上下する、翌年文禄二年九月日本勢御かいちんにて景勝公も十月下旬に御帰府也

〔文禄三年三月上洛、聚楽にて謁見〕

一文禄三年甲午三月下旬、御上洛被成伏見惣輪の土手に付て淀川を切入、舟入の御普請有り、此時御家中の侍衆の内に出人の訴詔申改易に被仰付者共、本庄豊後守・柿崎・斎藤・山本寺・小倉・高梨・加地是七人也と申、同年十月廿八日聚楽にて太閤様御成被成式正の御成りと云、先御座敷上段の内に三間渡りの押板に三幅一対かかる、中ハ観音左右ハ山水軸きを琵琶の四の糸にて押へ、から松をかさらる三瓶なからに真に松、副に八重の紅梅、半開たるを地の坊たつるなり、花ひんは古銅の広口に龍の巻たる所を鑄付、二ツのくわむにぐりぐりのもん有り、上段の内にしんちうの火鉢に炭を立、はりかねにてゆふ、御成の時火を入れて上之段は三疊敷、其内に置床あり、床ふちハ黒ぬりにして二十四孝を蒔絵にする、御畳の表猩々皮へりハ紺地のきんらん也、此糸の綾の御蒲団を敷、御座の東北翠簾かかる、献上物は助秀の御太刀梨子地さやに蒔絵あり、金の目

貫ふち鍔甲かね目釘あしかわさきかわのもん芝うちともに梅花と桐菊は金之地赤銅になの子地有り、はばきせつは三牧の内二牧は金一牧、赤かね帯ハたくほく大刀の袋緋どんす白糸にて助秀と縫ふ、又守家の御こし物こしらい袋同前来国俊の御脇差、鞘御腰物同前にくろし、其外同じ板ハ何れも袋同前也、御小袖五十裳織縫箔色々也、緞子三十卷、綿子五百把、つゞげ白布五百端、銀子式千枚、御馬壹匹、鶯毛鞍皆具黒ぬり金の桐地ほりのもん切付力皮あふり赤キびろうとに青ひのもん鑑くろし三階紅の大ふさ手綱紫羽二重追綱紅也、折紙二ととのへ座中に置、唐織の御夜の物二ツこよるの物一ツ御枕かけ御補席二牧へり紅揃に摺薄桐菊の御紋有り金子十枚也、御太刀御腰物三ツ組合、景勝公御礼の時直に上らる、其外ハ東西の御えんそなへ目録にて会津の少将御披露也、御馬ハ大石先本庄跡にて庭中に引、景勝公此時中納言に被任、同日北の政所へ御重箱二ツ御盃台上ル、いつも蒔絵金銀の金具也、東殿へ白布二十端此御使に蔵田五郎左衛門参り呉服二ツ拝領なり、御家中侍御礼申衆の次第、御太刀一腰、御小袖、御馬一疋、本庄出羽守上ル、御太刀、御小袖五、銀子五十枚、大国但馬守御太刀、御小袖三、御馬壹匹、蔵田能登御太刀、御小袖三ツ、御馬壹匹、須田右衛門大夫、御太刀、御小袖三ツ、御馬、嶋津左京、御太刀、御小袖三、御馬、栗田永寿、御太刀、御小袖三、御馬、安田上総介、御太刀、御小袖五ツ、銀子五十枚、本庄越前守、御太刀、御小袖五ツ、銀子五十枚、大石播磨守、御太刀、御小袖五ツ、銀子五十枚、

千坂対馬、御太刀一腰、御小袖十、銀子貳百枚、直江山城守、右十一人ハ北の御縁より出、敷居の内にて御礼有り、山中山城殿御披露也

〔御能初〕

一御能初の役、前田但馬守、御座敷奉行、新庄駿河守、山中山城守、石田■頭、三上大蔵丞、御簾の役、猪子内匠助、柘植大炊頭、長谷川卯兵衛、中江式部少、佐々淡路守、

(付箋・御窠之間)

本田若狭守、御■(不読)分日御茶の湯、寿阿弥宗玄、久阿弥、諸大夫衆へ振舞の時、肝煎者、服部土佐守、平塚因幡守、烏帽子着衆へハ、山城小才次、平野新八、上田勘右衛門、永原弥左右衛門、梅原傳左右衛門、御前の御膳御加用は、飛鳥井中將、御相伴衆ハ、聖護院殿、五辻殿、五条殿、菊亭殿、久我殿、江戸大納言殿迄四方の御膳、勸修寺殿、鷲丸殿、中山殿、日野殿、大和中納言殿、加賀中納言殿、岐阜中納言殿、藤の宰相殿、越後宰相殿、是迄者御膳三方、結城少將、丹波の少將、郡上侍従、八幡山侍従、若狭侍従、土佐侍従、佐竹侍従、最上侍従、大崎侍従、小座侍従、大溝侍従、東郷侍従迄者足打の膳也、加用人一人に請取にして二人宛也、村井監物、別所豊後守、小出大和守、神田備中守、春日九兵衛、丹羽治大夫、美濃辺四郎三郎、大井大助、上

野中務、跡部左右衛門、加藤左馬之介、薄田隼人正、堀田図書、富田信濃守、川尻肥前守、上田主水、伊藤長門守、青山修理、古田織部、堀田若狭、三沢孫七、石川肥後、蒔田権介、青木源次郎、建部弥作、白江善五郎、岡本清藏、■見甚七、笠原甚五、森藤右衛門、野々村助兵衛、吉田九助、渡部小助、白樫主馬、一柳大六、土屋助三郎、山田喜四郎、稲田清藏、今井藤七、餘後久三郎、土屋弥八郎、井上彦惣、朝野長九郎、瀧川助九郎、金森平左右衛門、落合新八、杉山次兵衛、溝口新助、山田久三郎也、御能八、金春大夫、式三番難波金剛張良八觀世、猩々八室生大夫、七大夫舞台に鳥目三万疋積る、終日御酒宴也、翌日廿九日御跡見の御能九番有、金春大夫父子是を始座の者とも御小袖二宛被下、晦日二者捻御家中に御料理被下、霜月朔日には直江山城守献上物を為持伏見へ行、万願寺仙右衛門おさめさせ候也

〔文禄四年三月下向、七月上洛〕

一文禄四乙未年二月廿四日、御暇出、三月五日に御下向也、其年太閤様御不例二付而、七月又御上洛被成、九月ハ伏見に御屋敷をとり御普請有、大奉行今井源右衛門也、御屋形出来して十二月京都方伏見へ御移り也

〔文祿五年（慶長元年） 秀頼参内〕

一文祿五年丙申に改元して慶長元年と改ル、二月上旬に秀頼公初而御参内被成、中納言ニ被任、此年八月伏見ニ而御馬揃可被成と被仰出候得共、閏七月十三日に戌の刻方大地震ニて御馬揃ハ相止なり、同八月ハ高麗方遊撃將軍来朝して象ととりとけた物ニ足引せ候、其時の武者揃イ日本半役ニメ十万九千三十六備也、御当家は二番目なり

〔慶長二年検地、越後七郡、信濃四郡、佐渡、庄内六十万石〕

一慶長二年丁酉、伏見御堀普請也、直江山城守普請納ニ有詰候を寄持とて、御普請場の御殿を直江に被下ル、同年秋は御分国の検地被仰付、大横目小間井殿ニて役人余多なり、越後七郡、信濃四郡、佐渡、庄内不残検地有り、御領内の百姓とも迷惑がりて金銀を取せけるに、小間井殿迄夥しくとりて、四ヶ国唯六十万石に打ツ百姓の悦ひ限りなし

〔慶長三年正月会津へ国替、八月秀吉他界〕

一慶長三年戊戌正月被 仰出て一倍の御加増にて会津へ御国替被 仰付、仙道六郡、庄内六郡、

佐渡三郡、米沢四郡、合百三拾壹万八千石也、此時須田相模申ハ、御代々の御国を捨テ御国受大事也、御虚病あそハし可然と再三申上、景勝公いやとこに大名なるわと被仰御承引なし、須田焜大炊頭に申は、先々にて一城をも御預ケならば御奉公申せ、左様無之に於てハ牢人為致と申含めて其俣自害をする、頓死と是を■す、須田先キを見切りたると後諸人と思ひ当りたり、先方三十六騎も会津にて此時御抱イ也、同年八月十八日太閤様御他界二付而、九月十七日会津を御発馬十月七日に京着被遊也

〔会津氏郷三十六騎〕

一先方衆三十六騎と云ハ会津氏郷の者也、蒲生氏郷死去に付而、百万石其子藤三郎殿へ無相違被下之仰渡されには、家中の同苗蒲生四郎兵衛異見次第に仕置等申付様にと有に、兼て四郎兵衛と中悪しくして四郎兵衛をなきものと思われける砌りに、閉様の義なれば百万石被召上とも四郎兵衛なきものに仕度と訴詔に付て四郎兵衛流され、藤三郎殿ハ唯十弐万石にて宇都宮へ被遣、弟の伊豆守は別而四郎兵衛と入魂にて、何地迄も送らんとて参を留よと被仰付、追手かかる伊豆守申様、一度人をおくらんと云出しとどまる侍の法にあらず、又天下の上意を背くも人ならずとて、兎や角屋とおもひければ、四郎兵衛是非二とまり給へと云、さらば武士にハ或まじとて、もとひ

切りて道二と改ルなり、三十六騎の者共岩井備中手二付て、福島へ正宗出馬の時働一人当千也、景勝公三十万石に被相成、米沢へ御移りの時、先方を会津に被残、藤三郎殿本の知行にて会津へ本意又本の主人付也、弟の道二計り藤三郎殿にらまる、四郎兵衛を送りし事気に入ましとて、加賀へ牢人有付弟の苗字ハ加賀に有へし

〔慶長四年七月内府伏見に移る、景勝下向八月若松着〕

一慶長四年己亥七月中旬、内府様伏見の御城へ御移り被成二付而、景勝公御留守居千坂対馬を被指置、七月廿八日に大坂へ御越、秀頼公へ御暇乞被遊、それより御下向八月廿二日に若松へ御下着被成也

〔最上義光の書状〕

一慶長五年庚子、会津にて謙信様三十三年の御追善に万部の御経御執行被成、其後かうざしの御城普請被成砌り、京都方伊奈図書殿御下し被成、御一味被成よとの儀なり、景勝公御納得の御返事なれとも山城守在所に居り使者に対面なし、其後又川村長門守殿御下し右の御理り被仰、景勝公無子細右の御返事なれとも、直江山城守所労と云て会津へ不参、依之長門殿も御帰被成、其後

京都にて色々御評談也、山城守ハ最上へ馬をいたし、最上を手につけむとたくみしを、景勝公ハ無御存知、日々御鷹野被成、福島へ正宗馬を出し候へとも是をさへ御存知なく、直江差図を以ての防戦なり、直江馬最上へ出すべきと有砌、義明よりの状景勝公への状ニメ山城守所まで来ル趣一今度当地へ御発向可被成と依義に以書状を申上候跡々御家中の者同前に御馳走仕段申進候事  
一先年御差図をもつて家康公伏見の城へ移り被申後、御前様ハ若松へ御下向の時分、拙者儀ハ山科大焼野原迄罷出御門送り仕、御主同然に許申事

一拙者儀者国許へ飛脚を差越申、嫡子修理大夫、若松へ御着の翌日為出仕御主同然に致申事

一其後家康公伏見の城にて五日の評定被致候、拙者式も其列に罷在日々罷出申に泪といへとも直江承引なければ御静謐より外無之と相極申に付て、毎日の御評定を御留守居千坂対馬所へしらせ申、早々会津へ申入へきと御しらせ仕候、定而御覚可有御座事

一御評定相済、若松へ御下向の時分、正宗と拙者は隣国ニ御座候付而、早々夜を日に続キ罷下り、境々道橋拵へ白川表へ先手を付候而、早々御領分へ物宮を出し候へと被申付に付て、急爰許へ罷下り候事

一政宗義者国本へ罷下り即御領分を一郷も二郷も打破り慮外を申上候に、御構なく被指置、拙者儀者右よりは是非御■を抱入可申と存候二付而、今日に至迄御領外へ足輕一人も出シ不申に慮外を



仕、政宗をハ被指置、是非可頼入と存拙者に御手向迷惑と存候事

右條々被聞召分被下候者、捻領修理大夫を証人に指上其外家中の証人の義者二重にも三重にも御  
差図次第可進候、拙者事ハ人数一万召連何方迄も御用に可相立候間、可然様に被仰上可被下候

月日

出羽守義明判

直江山城殿

(越後古実聞書終わり)

此一冊は鈴木氏重■しの許に聞書とのミ号して三冊にとちて書置るもの有りて当家の事も見得しと語らひはへれは乞て一覽するに成程幾とせ先にしも記せるものかいかにも昔筆勢に見得て真に実記ならむ、当世分り難き文しもあれとたしかに作文のあらざる事を一とに賞見して書写し置ぬるものなり

于時文政四巳の霜月写し畢ぬ

平 吉豊

六十八歳